



第77期 定時株主総会 招集ご通知

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

開催
日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

※政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりましたが、本定時株主総会に出席される株主様は、体調や感染リスク回避も勘案の上、マスク着用の要否をご判断くださいますようお願い申し上げます。

※法令及び当社定款第17条に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号は電子提供措置事項と異なっておりますのでご了承ください。



<https://www.anestiwata-corp.com/jp>

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社グループは、1926年の創業以来98年目を迎えました。「塗料並びに各種液体を霧にする技術」と「潤滑油を使わずに空気並びに各種気体を圧縮する技術」をコアに据え、常にお客様の立場に立ち、高性能かつ高品質の製品やサービスをご提供することで、お客様をはじめとした、全てのステークホルダーの皆様における満足度を向上させることを目指してまいりました。また、当社グループの存在意義を考え、働く従業員を活かして社会へ貢献すること、結果として従業員を幸せにすることが企業の責務であると考えて、事業活動を進めております。

現中期経営計画の初年度となった2022年度は、アフターコロナを見据えた活動に重点を置き、海外市場を成長の源と位置付け、最適な製販技体制を整えつつ事業活動を進めてまいりました。その結果、売上高及び対外的に開示をしている利益指標におきましては過去最高実績となり、従来予想を上回る配当をお支払いするための議案を本年も本定時株主総会へ上程することができました。これもひとえに株主の皆様のご理解、ご協力の賜物であり、この場を借りて厚くお礼申し上げます。中期経営計画の2年目を迎えた今年度は、引き続き成長の源となる海外市場において、医療や車両搭載といった特定市場の開拓を深化させながら、モノづくりに必須となる空気圧縮機や塗装機器など汎用製品の拡販に努めてまいります。日本市場においては新製品開発をはじめ、今年2月から参画しましたオートモーティブ事業をベースとして新規事業の開発に対する投資を行い、さらなる成長を目指してまいります。

当社グループを取り巻く外部環境は、エネルギーや原材料・部品といった仕入れコストの増加や地政学的リスクなど不透明性が継続しておりますが、モノづくりを通じて社会に必要な企業としての存続と、株主の皆様をはじめとした全てのステークホルダーの皆様からのご期待に応えるべく全力で事業活動を行う所存です。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援のほどお願い申し上げます。

2023年6月1日

代表取締役 社長執行役員 梁瀬真一



「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」 となるために

当社グループは100年企業に向けて
ONLY ONEの商品で、
市場ごとの NUMBER ONE (No.1)を、
グループ一丸 ONE ANEST IWATA となって、
GLOBAL ONE を目指します。

Active
with Newest Technology

第77期 定時株主総会招集ご通知

証券コード 6381 2023年6月1日
(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

アネスト岩田株式会社

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第77期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.anestiwata-corp.com/jp/ir/library/sh-meeting-material>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」[縦覧書類/PR 情報]を順に選択の上、ご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後記「議決権行使のご案内」をご参照の上、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時

2023年6月23日(金曜日) 午前10時

2 場 所

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

3 会 議 の
目 的 事 項

- 報告事項：**
- ①第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - ②第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項：**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件
 - 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

4 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の記載のない議決権行使書の取り扱い

ご提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について会社提案については賛成、株主提案については反対として、取り扱います。

(2) 議決権の代理行使（代理人の資格及び人数）

代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様1名を代理人に委任することができます。この場合は、代理人を証明する書類（委任状と議決権行使書）のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(3) 不統一行使の事前通知方法

会社法第313条第2項に定める通知（議決権の不統一行使に係る通知）は、株主総会の3日前までに、当社に対して議決権を統一しないで行使する旨とその理由を記載した書面によりご通知ください。

(4) 電子提供措置事項記載書面から省略した事項

ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①事業報告「5. 会社の体制及び方針」の「(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「(2) 株式会社の支配に関する基本方針」に係る一部の内容
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトに掲載させていただきます。

【事業報告動画のご案内】

2023年6月12日（月）より、第77期の事業報告に関する動画及びご説明資料を当社ウェブサイト (https://www.anestiwata-corp.com/jp/ir/library/sh-meeting-material/information_2022r1) より、ご確認ください。



事業報告動画公開
ページ

議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時30分到着分まで

2 インターネットによる議決権行使



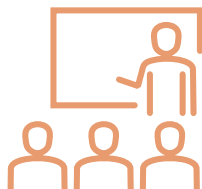
パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」にてログインしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月22日（木曜日）午後5時30分まで
議決権行使サイト▶ <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。



3 株主総会へ出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

日時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社

1. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
2. 「パスワード（株主様が変更されたものを含みます）」は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時には新たに発行いたします。
3. インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する下記の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使サイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

又は 議決権行使 みずほ 検索



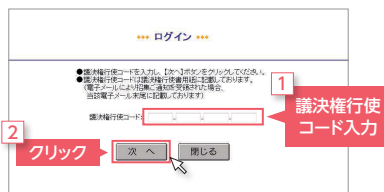
議決権
行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時30分まで

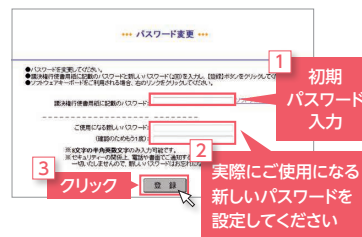
1 議決権行使サイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

インターネットによる議決権行使の際の注意点

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。
- 議決権行使サイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-768-524

受付時間 年末年始を除く9:00~21:00

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

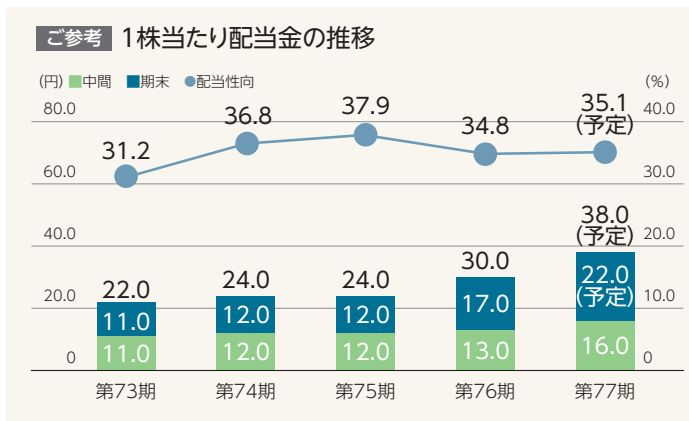
■ 株主総会参考書類

議決権行使にあたってのポイント説明

第1号議案のポイント

当社グループの配当に関する考え方

当社では、連結業績の「親会社株主に帰属する当期純利益」の範囲並びに連結配当性向35%を目安としております。



第3号議案のポイント

- ・「人事管理・人材開発」や「営業・マーケティング」の分野で豊富な経験を有する三好栄祐氏について、新たに取締役としての選任をお願いいたします。
- ・「研究開発」や「製造・サプライチェーン」の分野で豊富な経験を有する島本誠氏について、新たに取締役としての選任をお願いいたします。

	氏名	性別	企業経営	海外事業	人事管理・人材開発	監査	研究開発	製造・サプライチェーン	営業・マーケティング	財務会計	法務・リスクマネジメント	ITデジタル	新規事業開発	取締役候補者属性		
取締役	深瀬真一	男性	●	●			●	●	●				●	再任		
	大澤健一	男性		●			●	●	●			●	●	再任		
	武田克己	男性					●	●	●				●	再任		
	三好栄祐	男性		●	●				●	●		●	●	新任		
	浅井侯序	男性		●	●				●	●	●		●	再任	社外	独立役員
	白井裕子	女性			●	●					●			再任	社外	独立役員
	島本 誠	男性	●	●			●	●				●	●	新任	社外	独立役員
監査等委員である取締役	鈴木正人	男性		●		●	●	●								
	大島恭輔	男性	●		●	●			●			●			社外	独立役員
	松木和道	男性	●	●	●	●					●				社外	独立役員
	大橋玲子	女性				●				●	●				社外	独立役員

第4号議案のポイント

当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び業績連動割合の増加など今後の動向等を総合的に勘案し、取締役の賞与を含めた報酬等(業績連動型株式報酬を除く)の額を「年額300百万円以内」に変更することを申請いたします。

対象	報酬等の上限額 (百万円)		員数 (名)	
	現行	変更案	現行案決議当時 (注1)	現在 (注2)
取締役 (監査等委員を除く)	200	300	5	7
うち、社外取締役	40	40	1	3

- (注) 1. 第70期定時株主総会 (2016年6月28日開催) 終結時点
2. 第3号議案承認の場合

第5号議案のポイント

当社グループの事業活動は、「塗料並びに各種液体を霧にする技術」をコアに据えたコーティング事業と「潤滑油を使わずに空気並びに各種気体を圧縮する技術」をコアに据えたエアエナジー事業の2つから成り立っています。そして、「圧縮空気を用いた液体の霧化方式」「コーティング技術を応用した潤滑油を使わない圧縮機の製造」など、両事業が持つノウハウを相互に活用した製品開発をはじめ、製造からお客様へのご提案に至る全ての活動において両事業が互いに作用しながら、世界のモノづくりに貢献する事業活動を行っております。

事業活動を安定的に展開するためには、当社の経営に参加する意思のない株式の大規模買付行為や、一時的に経営を支配して買付者の利益のみを目的として行われる事業売却などに対する対応策が重要と認識しています。

ステークホルダーの利益を損ない、かつ当社グループの企業価値並びに株主の皆様の共同の利益を著しく毀損する可能性がある株式の大規模買付行為が発生した場合、**株主の皆様並びに当社が十分な検討時間を確保**できるよう、本方針を毎年継続してご提案しております。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元に努めることを重要な使命とし、収益力の強化に努め安定した配当をすることを基本としております。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22.0円

総額894,104,926円

中間期配当金の1株につき16.0円と合わせ年間配当金は1株につき38.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

配当						(円)
	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期	
中間期	11	12	12	13	16	
期末	11	12	12	17	22(予定)	
合計	22	24	24	30	38(予定)	
						(%)
	第73期	第74期	第75期	第76期	第77期	
配当性向	31.2	36.8	37.9	34.8	35.1(予定)	

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び子会社の事業領域の拡大並びに多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

※下線部は変更箇所を示します。

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行のとおり)
1. ～8. (条文省略)	1. ～8. (現行のとおり)
9. ～12. (新設)	9. <u>農畜産物、水産物の生産、加工、販売</u>
9. ～12. (条文省略)	10. ～13. (以下、項番繰り下げ。現行のとおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案では同じ）7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の審議を経て決定しており、また、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の指摘事項はございませんでした。

なお、本定時株主総会終結の時をもって、取締役壺田貴弘氏及び米田康三氏は任期満了により退任いたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席率	指名・報酬委員会出席率	内部統制委員会出席率	サステナビリティ・CSR委員会出席率
1	ふかせ しんいち 深瀬 真一	代表取締役 社長執行役員 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員長 サステナビリティ・CSR委員会委員	100% (13回/13回)	100% (8回/8回)	100% (5回/5回)	100% (5回/5回)
2	おおさわ けんいち 大澤 健一	取締役 専務執行役員 コーティング事業部長	100% (13回/13回)	—	—	—
3	ただ たかみ 武田 克己	取締役 常務執行役員 営業本部長	100% (10回/10回)	—	—	—
4	みよし えいすけ 三好 栄祐	常務執行役員 経営管理本部長	—	—	—	—
5	あさい よしつぐ 浅井 侯序	社外取締役 指名・報酬委員会委員	100% (13回/13回)	100% (8回/8回)	—	—
6	しらい ゆうこ 白井 裕子	社外取締役 指名・報酬委員会委員 内部統制委員会委員 サステナビリティ・CSR委員会委員	100% (13回/13回)	100% (8回/8回)	100% (5回/5回)	100% (5回/5回)
7	しまもと まこと 島本 誠	—	—	—	—	—

(注) 1. 取締役会及び各委員会の出席率及び出席回数は、当事業年度の実績です。

2. 武田克己氏は、2022年6月24日開催の第76期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載してあります。

候補者番号

1

ふか せ しん い ち
深瀬 真一 (男性)

再任



生年月日 1965年5月13日生 (満57歳) 所有する当社の株式数 32,395株

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

■ 略歴、地位、担当

1988年4月 当社入社
2008年4月 アネスト岩田キャンベル株式会社代表取締役社長
2010年4月 当社執行役員真空機器部長
2016年4月 当社執行役員エアエナジー事業部福島工場長
2019年4月 当社上席執行役員エアエナジー事業部長兼福島工場長
2019年6月 当社取締役
2020年4月 当社専務執行役員エアエナジー事業部長
2022年4月 当社代表取締役社長執行役員 (現)

■ 重要な兼職の状況

深瀬真一氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

深瀬真一氏は、技術者として当社のコア技術を熟知する一方で、国内販売子会社社長をはじめ、調達部門、福島工場長を歴任しており、販売・物流から調達・生産部門に至るまで、幅広い分野に高い専門性と知見を有しております。また、豊富な経験に基づく実践的な視点を持ち、人材の育成という点においても優れたリーダーシップを発揮しております。今後は代表取締役社長執行役員として、持続的な企業価値向上を牽引していくことができるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 深瀬真一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。深瀬真一氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2023年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

当社事業を取り巻く環境は、引き続き不透明な状況が続いておりますが、競争と協業、深掘りとチャレンジ、リアルとバーチャル等々、対極となる活動も柔軟に取り入れ、目まぐるしくおこる変化にいかに対応できるかが求められると認識しております。すなわち、しなやかで強靱な筋肉質の企業を目指し、成長することをお約束いたします。併せて、継続してSDGsを意識し、年齢や性別等に左右されない自由闊達な企業風土作りに尽力してまいります。

候補者番号

2 おおさわ けん いち
大澤 健一 (男性)

再任



生年月日 1970年1月19日生(満53歳) 所有する当社の株式数 4,457株

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

■ 略歴、地位、担当

1990年4月 当社入社
2010年1月 阿耐思特岩田産業機械(上海)有限公司総経理
2012年6月 阿耐思特岩田(上海)商貿有限公司総経理
2014年4月 当社液圧機器部長
2015年4月 当社執行役員
2018年1月 当社コーティング開発部長
2019年5月 当社上席執行役員兼東アジア市場統括
2020年1月 当社コーティング事業部長補佐
2020年4月 当社専務執行役員コーティング事業部長(現)
2020年6月 当社取締役(現)

■ 重要な兼職の状況

大澤健一氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

大澤健一氏は、塗装機器・塗装システムの開発に精通するとともに、近年は、コーティング事業全体の成長基盤を強化するために開発・生産体制を抜本的に見直す全社改革を主導するなどの実績を上げております。また、長きにわたり海外子会社の代表者を務めており、グローバル視点による事業運営に必要な見識及び高い専門性を有しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 大澤健一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大澤健一氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2023年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

2022年4月より、新しい中期経営計画「500&Beyond」がスタートいたしました。私たちは、世界トップクラスのメーカーとして、人々と環境に優しいコーティング技術を提供することももちろんのこと、外部環境の変化に対応する新しい製品開発にも取り組み、コーティング市場に新たな価値を提供してまいります。さらに、次期中期の100周年に向けて、新たな事業ポートフォリオの探索や異業種での新規事業への挑戦も積極的に進め、企業価値の向上に努めてまいります。

候補者番号

3

たけだ かつみ
武田 克己 (男性)

再任



生年月日 1967年3月28日生 (満56歳) 所有する当社の株式数 19,763株

取締役会への出席状況 100% (10回/10回)

■ 略歴、地位、担当

1989年4月 当社入社
2008年4月 当社執行役員塗装機部長
2011年4月 当社液圧機器部長
2014年4月 当社コーティングシステム部長
2016年4月 当社執行役員コーティング事業部コーティングシステム部長
2020年4月 当社常務執行役員コーティング事業部コーティングシステム部長
2021年4月 当社常務執行役員国内営業本部長兼パートナーアライアンス部長
2022年4月 当社常務執行役員営業本部長 (現)
2022年6月 当社取締役 (現)

■ 重要な兼職の状況

武田克己氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

武田克己氏は、長年にわたり塗装機器・塗装システムの事業運営に携わり、高い専門性と豊富な営業経験を発揮しコーティング事業の拡大に貢献してまいりました。また近年は国内営業を統括する立場として、顧客満足度の向上に向けた営業基盤の確立を目指し業務改革を主導し実績を上げております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 武田克己氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。武田克己氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 武田克己氏は、2022年6月24日開催の第76期定時株主総会において取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載しております。
4. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2023年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

新型コロナウイルスが5類へ移行されることで、訪問を前提としたリアルな営業活動へのシフトが加速しますが、過去3年余りでの経験から学んだデジタルでの営業活動を今後も生かし、労働生産性を高めることを推進いたします。各種コンテンツの充実とデジタルツールを積極的に活用した高効率なお客様対応など、デジタルマーケティングをベースにした営業活動を継続します。加えてリアルでのお客様との対話を交え、圧縮機や塗装機などのご購入計画があるお客様に当社商品をお選びいただけるよう、顧客エンゲージメントを高める営業活動とサービス活動を実践し、最大の目的である企業価値向上につなげてまいります。

候補者番号

4 ^{み よし えい すけ}
三好 栄祐 (男性)

新任



生年月日 1970年4月22日生 (満53歳) 所有する当社の株式数 4,805株

取締役会への出席状況 1% (一回/一回)

■ 略歴、地位、担当

1993年4月 当社入社
2012年4月 アネスト岩田コーティングサービス株式会社代表取締役社長
2014年4月 アネスト岩田コーティングソリューションズ株式会社代表取締役社長
2016年4月 当社執行役員
2018年1月 当社コーティングマーケティング部長
2019年4月 当社経営管理副本部長兼人事総務部長
2020年1月 当社経営管理本部長兼人事総務部長
2020年8月 当社経営管理本部長兼人事総務部長兼経理部長
2021年4月 当社常務執行役員経営管理本部長兼経理部長
2023年4月 当社常務執行役員経営管理本部長 (現)

■ 重要な兼職の状況

三好栄祐氏は、他の法人等との重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

三好栄祐氏は、営業部門における実務経験に加え、近年は人事部門や経理部門など管理機能を統括する立場から当社グループの経営の合理化において主導的な役割を果たしてまいりました。さらに、新規事業開発についても高い見識を有し、次世代の成長を確保する事業基盤の強化に貢献しております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 三好栄祐氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。三好栄祐氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2023年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

益々、変化していく予測不能な世の中において経営に携わる主部門として、企業価値向上を念頭に経営とガバナンスに重きを置き、人事総務、法務知財、経理財務、ロジスティクス、情報システム各機能の変革スピードを上げ最大化、効率化を図り、株主様の利益還元を目的に様々な価値ある改革と取り組みを実践してまいります。

候補者番号

5 ^{あ さ い よ し つぐ}
浅井 侯 序 (男性)

再任

社外取締役

独立



生年月日 1954年5月16日生 (満68歳)

取締役在任年数 3年 (本総会最終時)

取締役会への出席状況 100% (13回/13回)

指名・報酬委員会への出席状況 100% (8回/8回)

所有する当社の株式数 10,935株

■ 略歴、地位、担当

1977年4月 ブラザー工業株式会社入社
 1989年7月 BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD 出向 同社代表取締役
 2000年10月 ブラザー工業株式会社総合企画部長
 2004年6月 同社執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長
 2006年4月 同社執行役員人事部長
 2011年4月 同社常務執行役員法務総務部長兼コーポレートコミュニケーション (広報) 部担当
 2016年4月 同社常務執行役員財務部・法務環境総務部・CSR&コミュニケーション部担当
 2017年6月 株式会社フジインコーポレーテッド社外取締役 (現)
 2020年6月 当社社外取締役 (現)
 * EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント

■ 重要な兼職の状況

株式会社フジインコーポレーテッド 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

浅井侯序氏は、電機メーカにおいて人事や法務・総務部門の要職を歴任するなど、経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、取締役会や諮問委員会等において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくとともに、経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 浅井侯序氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 浅井侯序氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、浅井侯序氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当社は、浅井侯序氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。浅井侯序氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。浅井侯序氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2023年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

中長期計画の中で、「人材を獲得・育成し、新たな価値を創り出せるチームを作り上げること」は重要な戦略の一つです。人材の獲得には、採用やM&Aも含めグローバルな当社グループのネットワークを活かしていくことが重要です。その実現に向けすでに健康経営推進など魅力的な職場環境づくりが始動しています。経営陣のチャレンジを全面的にサポートし、企業価値の実質的な向上に結び付けていけるよう一層の努力をしております。

候補者番号

6

しら い ゆう こ
白井 裕子 (女性)

再任

社外取締役

独立



生年月日 1954年2月11日生（満69歳）
取締役在任年数 2年（本総会最終時）
取締役会への出席状況 100%（13回/13回）
指名・報酬委員会への出席状況 100%（8回/8回）

内部統制委員会への出席状況 100%（5回/5回）
サステナビリティ・CSR委員会への出席状況 100%（5回/5回）
所有する当社の株式数 3,173株

■ 略歴、地位、担当

1986年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
1991年4月 ウイング総合法律事務所開設 パートナー弁護士
2004年4月 関東弁護士連合会理事
2005年4月 東京地方裁判所鑑定委員・調停委員
2009年5月 東京都新宿区教育委員会委員長
2010年4月 日本弁護士連合会監事
2011年4月 日本知的財産仲裁センター監事
2012年4月 東京弁護士会副会長
2013年10月 東京都新宿区教育委員会委員長
2015年6月 西華産業株式会社社外取締役（現）
2016年4月 東京都新宿区監査委員（現）
2021年6月 当社社外取締役（現）

■ 重要な兼職の状況

弁護士
東京都新宿区 監査委員

西華産業株式会社 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

白井裕子氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として、取締役会において当社の経営の透明性・公正性を高めるために積極的に発言いただくとともに、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点から、独立性をもって経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 白井裕子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 白井裕子氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、白井裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 白井裕子氏は西華産業株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間の取引金額は直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%未満であり、当社が定める独立性基準を満たしております。
4. 当社は、白井裕子氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。白井裕子氏が選任されますと、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによる生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。白井裕子氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 取締役候補者の所有する当社の株式の数には、当社役員持株会における持分を含めた2023年3月31日現在の実質持株数を記載しております。

株主の皆様へ

近時、企業経営は企業価値の向上と持続的成長のため、財務面のほか環境・人権等非財務面をも重視した透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定が求められます。私は、当社のガバナンスの向上をより一層推進し、株主はもとより顧客・従業員・取引先・地域社会等全てのステークホルダーの期待に応えられるよう柔軟性とスピード感を持って社外取締役としてのミッションを果たしていく所存です。

候補者番号

7

しまもと
島本

まこと
誠 (男性)

新任

社外取締役

独立



生年月日 1960年8月19日生(満62歳) 所有する当社の株式数 一株
取締役会への出席状況 ー% (一回/一回)

■ 略歴、地位、担当

1983年 4月 ヤマハ発動機株式会社入社
2007年 1月 同社MC*1事業本部商品開発統括部エンジン設計部長
2010年 1月 同社調達本部原価革新統括部長
2012年 1月 Yamaha Motor Asian Center Co.,Ltd.取締役社長
2014年 1月 ヤマハ発動機株式会社PF*2車両ユニットPF車両開発統括部長
2014年 3月 同社執行役員
2015年 1月 同社PF車両ユニット長兼PF車両ユニットPF車両開発統括部長
2015年 3月 同社上席執行役員
2017年 1月 同社技術本部長兼PF車両ユニット長
2017年 3月 同社取締役上席執行役員
2018年 1月 同社モビリティ技術本部長
2020年 1月 同社モビリティ技術本部長兼先進技術本部長
2021年 1月 同社技術アドバイザー
2022年 3月 同社顧問(現)
*1 MC: Motorcycle
*2 PF: Platform

■ 重要な兼職の状況

ヤマハ発動機株式会社顧問

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

島本誠氏は、小型車両メーカーの技術部門において豊富な知見を蓄積するとともに、海外子会社の経営に携わるなど、当社取締役会のガバナンス機能の強化につながる幅広い見識を有しております。さらに、新規事業開発による事業基盤の多角化においても適切に業務を監督いただけるものと判断しており、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、取締役としての選任をお願いするものであります。

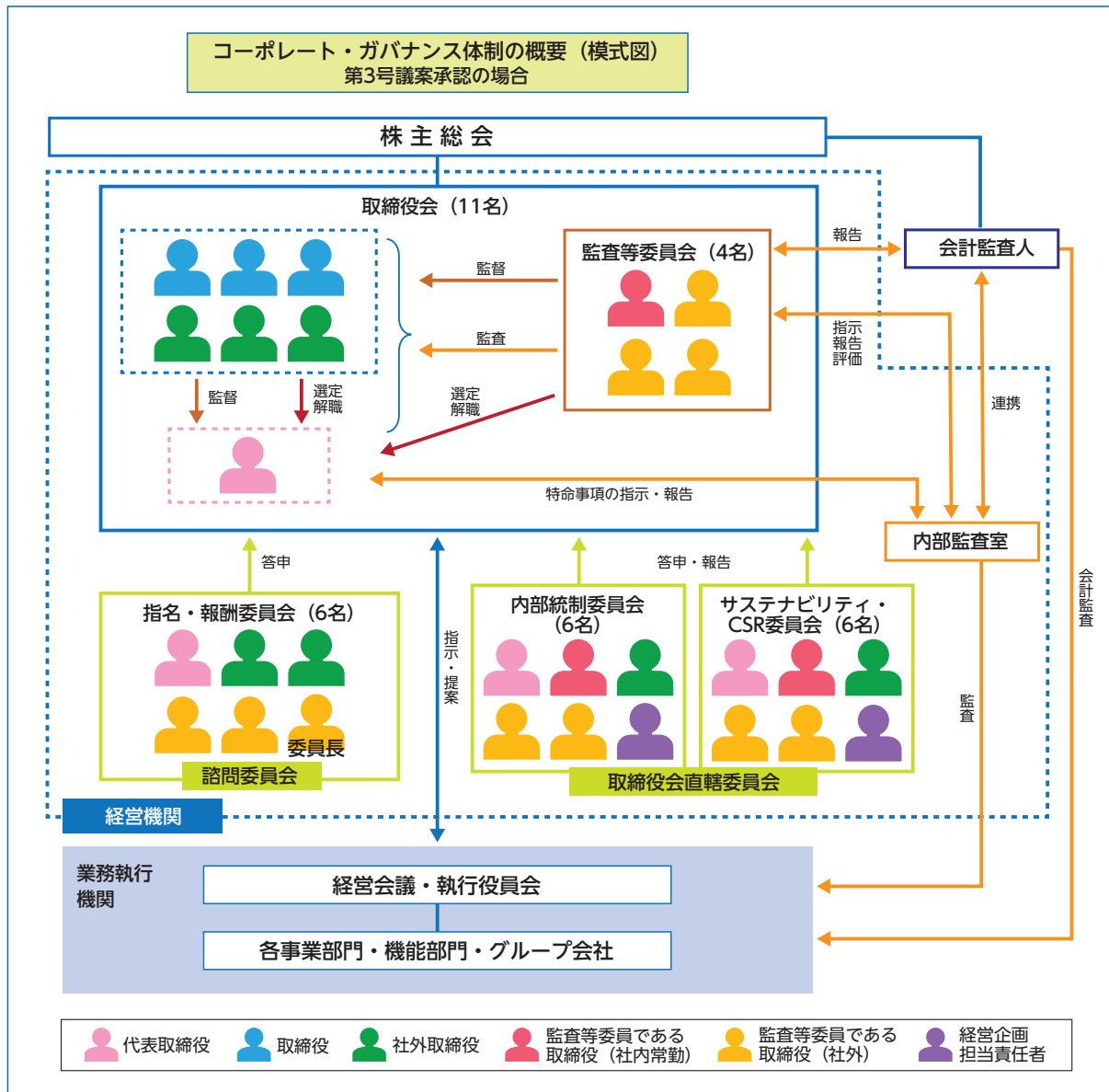
■ その他取締役候補者に関する特記事項

1. 島本誠氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 島本誠氏は、社外取締役候補者であります。また当社は、島本誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出をする予定です。
3. 当社は、島本誠氏との間で、定款の規定に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。島本誠氏が選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれます。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス禍による社会、経済の停滞はグローバルに終息へ向かっており、今まで以上の大きな変化の波がやって来ます。この波を乗り切り、成長に向かってチャレンジするためには、根幹となる技術とモノづくりの力を社会の変化以上のスピードで高める必要があると思います。今までの経験を活かしながら、株主様の期待を越える成長のシナリオを描けるよう尽力してまいりたいと思います。

(ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する考え方



(ご参考) 社外役員 の 独立性基準

当社は、取締役の選任基準及び選任手続、並びに、社外取締役の独立性基準に関する判断基準について、以下のように定めております。

1. 取締役の選任基準及び選任手続

社内取締役の選任については、職務執行に必要な専門知識とマネジメントスキルを有し、得意分野や特定部門に偏らない大局的な視点と客観的な思考から判断できる人材であることに加え、当社の経営哲学である「アネスト岩田フィロソフィ」に則り、当社のリーダーとしての自覚、人間力、倫理観、課題形成力、課題遂行力など総合的に評価して行います。

社外取締役の選任については、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスと当社の経営活動に関わる利害関係者の適正な視点を考え、専門分野や出身等の多様性等に配慮し、かつ、当社からの独立性を勘案した上で、総合的に判断して行います。

株主総会に提出する取締役の選任議案は、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会での審議を経て（監査等委員である取締役選任の場合は監査等委員会の同意を得て）、取締役会で決議を行います。

2. 社外取締役の独立性基準

(1) 独立取締役は、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- a. 当社又は当社子会社の業務執行者（業務執行取締役及び使用人）及び過去に業務執行者であった者。
- b. 当社又は子会社を主要な取引先とする者（当社支払いが直近年度又は過去3年度の平均でその連結総売上高の2%以上になる取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- c. 当社又は子会社の主要な取引先（直近年度又は過去3年度の平均で当社の連結総売上高の2%以上の取引先）とその業務執行者及び過去に業務執行者であった者。
- d. 当社又は子会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（直近年度又は過去3年度の平均で年間1,000万円以上又はその連結総売上高の2%以上のもの）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人等の団体の場合はその団体に所属する者及び過去に所属していた者）。
- e. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）（法人の場合は、法人の業務執行者又は過去に業務執行者であった者）。
- f. a.からe.までに掲げる者の近親者（二親等内の親族若しくは同居の親族）。
- g. 当社又は子会社から取締役を受け入れている会社又はその親会社及び子会社の出身者。なお、a～dの「過去に」とは、取引所の独立性基準で規定する過去とする。

(2) 独立取締役は、上記1項に考慮された事由以外でも利益相反が生じるおそれのある者であってはならない。

(3) 仮に上記1項、2項に該当する者であっても、人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと考える者については、当社が独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、独立取締役とすることができる。

(4) 社外取締役、監査等委員である社外取締役については、その独立性を考慮し、就任期間10年を超えての再任は行わない。ただし、指名・報酬委員会が、状況により、上記以外の特別答申を行った場合には、取締役会で審議・決議できる。

以 上

社外取締役から見た“アネスト岩田”



浅井 侯序

昨年度の実績は、新型コロナウイルス禍などリスクへの対応が極めて適切であったこと、アネスト岩田が築いてきた市場での信頼が根本にあったことによるものです。塗装機の圧倒的なシェアと圧縮機などによる新たなマーケットの開拓が着実に成果をあげてきました。これに安住することなく、「技術力を圧倒的に高め、極める」という高い志をもって、新たな分野に挑戦しようとする経営陣は常に努力をしており、着実に企業価値の向上につながると確信しています。



白井裕子

当社の強みは、新型コロナウイルス禍でも早急に危機管理委員会を設置して顧客の要望に対応できる体制を構築したことに見られるように顧客目線を経営の軸にしていることと社長はじめ従業員が製造業への誇りを持っていることです。この顧客目線と製造業への誇りは、変革の著しい社会・企業環境の要請に迅速に対応するための財産と言えるでしょう。このような当社の真摯で進取の精神に富む企業風土（“誠心”）を、もっとも皆さんにより理解していただき、さらなる飛躍を遂げられるよう一緒に企業努力していきましょう！



大島 恭輔

昨年4月に就任された深瀬新社長のもと新中期経営計画の初年度にあたる今年度においても前年度に引き続き過去最高の売上・利益を更新されました。特に新商品投入による欧州の顧客拡大やインドの市場拡大など海外市場を大きく伸ばされました。中期経営計画で掲げられている「海外市場の拡大」「新規事業分野への取り組み」を加速されております。また前年度末の自己株式取得や2年連続の増配という株主還元策についても着実に実行されています。今後とも当社がお客様にとって、社員にとって、そして株主の皆様にとって益々期待できる「強く・正しく・良い会社」としてより一層成長していくことを楽しみにしております。



松木 和道

新型コロナウイルス禍後の景気回復に急ブレーキがかかり、当社が中期経営計画でターゲットとしている海外市場についても減速感が出てきています。このような激変する環境の中でも、当社は、この中期経営計画を全社一丸となって策定していく中で培われた目標に向かっての一体感を元とし、これに「think outside the box」の考え方を加えた変化対応能力を発揮して、当社の中長期的な企業価値の向上に向かって進んで行っていると感じています。社外取締役としても、執行サイドと適切に協働し、攻めのガバナンスとしての監督機能を発揮していきたいと思っております。



大橋 玲子

当期は、「Vision 2030 液体と気体で世界を彩り社会を豊かに」の1ステップと位置付けている新たな中期経営計画の初年度であり、その達成のために多面的な取り組みを行いました。これらの取り組みに対する課題について、そしてその解決に向けての様々な角度からの議論は、当社を強くしていると感じています。当社が真のグローバルワン・エクセレントメーカーを目指して発展することを期待しています。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第70期定時株主総会において、「年額200百万円以内」と決議いただき今日に至っております。

昨今の経済情勢や事業環境の変化等に対応するために経営の難易度は一層高まっております。このような背景の下、さらなる業績の拡大を目指し、また、コーポレートガバナンスを強化していくためには、取締役（社外取締役を含みます）にとって競争力のある報酬水準を確保して多様かつ優秀な人材を確保することが重要となります。そこで、第70期定時株主総会時点と比較して取締役の人員が増強されたことも踏まえ、本議案では、取締役の賞与を含めた報酬等の額（2019年6月25日開催の第73期定時株主総会において決議された業績連動型株式報酬を除く）を「年額300百万円以内」（ただし、社外取締役分につきましては40百万円以内として変更はございません）と改めさせていただきますと存じます。

なお、本議案は報酬等の上限額の改定に関するものであり、取締役の報酬等の決定方針の内容につきましては従来から変更はございません。同決定方針の概要は事業報告47頁に記載のとおりであります。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び業績連動割合の増加など今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しているものであり、また、取締役の報酬等の決定方針の内容にも沿うものであって、相当であるものと判断しております。

また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役は3名）となります（現在と人数に変更はありません）。

ご参考：2016年6月28日開催の第70期定時株主総会後の取締役は5名（うち社外取締役は1名）です。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2022年5月10日の取締役会決議及び2022年6月24日の第76期定時株主総会におけるご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます）に関する対応方針（以下「本方針」といいます）を更新しておりますが、本方針につきましては2023年6月23日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）の終結の時をもってその有効期間が満了いたします。そこで、当社は第5号議案におきまして、本方針を本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役会は、本定時株主総会において、本方針の継続に関しまして、本方針を第5号議案としてお諮りし、株主の皆様のご承認を得られることを本方針の継続の条件といたしました。本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針の継続にあたり、基本的内容についての変更はございません。

本方針の内容については、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に記述いたします。

本継続につきましては監査等委員会が、本方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、同意しております。

なお、現時点で当社に対する当社株式の大規模買付行為に関する提案、申し入れ等はありませんので、念のために申し添えます。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

2007年5月15日施行

2023年5月9日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を込め製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

当社グループは、100年企業へ向けて以下のグループ経営ビジョンを定め、中長期的な経営戦略としております。①お客様の立場に立ち、誠心を込めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発型企業となる。②コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。③世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していく、「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指してさらなる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的などから見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様へ買い付けに応じるか否かを適切に判断していただく時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を導入するものであります。

なお、現時点において当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後に、又は株主総会を開催する場合には株主の皆様へ発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①又は②に該当する当社株券の買付け又はこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます）がなされる場合は適用対象とします。大規模行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものと

します。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいた上で、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者

の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関する、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会又は独立委員会（後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び（注8）をご参照）が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されることがないように監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑制するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計3名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会はかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要

に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員である取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めるなどしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続を経なければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、浅井侯序氏、白井裕子氏、大島恭輔氏、松木和道氏、大橋玲子氏、島本誠氏の合計6名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及

び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行っているとは判断される場合
- ⑤ 大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥ 大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合

⑦ 大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

⑧ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議

に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3. (2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時・適切な開示

を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録(いわゆる名義書換)が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります(証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続きは不要です)。

ただし、独立委員会が、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、又は勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、又は既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場

合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様の意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものとなります。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法並びに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、2023年3月31日現在の大株主の状況は本招集ご通知の「事業報告2. 会社の状況に関する事項 (1) 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に依るべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」

に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様を確認させていただくため議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様が意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

■ 新株予約権無償割当の概要

【別紙1】

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者(注9)、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者(注10)、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲渡もしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者(注11)（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

■ 独立委員会規程の概要

【別紙2】

1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、あるいはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

- (1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合
- (2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合
- (3) 独立委員が法令等に違反した場合
- (4) 独立委員が上記2.の(2)に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意義務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

- (1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。
 - ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
 - ②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
 - ③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か
 - ④対抗措置を講じるか否か
 - ⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
 - ⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査等委員である取締役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以上

株主総会参考書類

■ 独立委員会委員の氏名及び略歴 【別紙3】

浅井 侯序 (あさい よしつぐ) 1954年5月 生まれ	2011年 4月	北越紀州製紙株式会社 (現北越コーポレーション株式会社) 執行役員
1977年 4月 ブラザー工業株式会社入社	2011年 6月	同社取締役法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
1989年 7月 BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD 出向 同社代表取締役	2013年 6月	北越紀州製紙株式会社 常務取締役
2000年10月 ブラザー工業株式会社 総合企画部長	2016年 6月	株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役 (監査等委員)
2004年 6月 同社執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長		サンデンホールディングス株式会社 社外監査役
2006年 4月 同社執行役員 人事部長	2018年 6月	当社社外取締役
2011年 4月 同社 常務執行役員 法務総務部長兼コーポレートコミュニケーション (広報) 部担当	2019年 3月	NISSHA株式会社 社外取締役 (現)
2016年 4月 同社 常務執行役員 財務部・法務環境総務部・CSR&コミュニケーション部担当	2020年 6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現)
2017年 6月 株式会社フジインコーポレーテッド 社外取締役 (現)	大橋 玲子 (おおはし れいこ) 1962年7月 生まれ	1991年10月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
2020年 6月 当社社外取締役 (現)	1995年 3月	公認会計士登録
*EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント	2009年 7月	大橋公認会計士事務所 所長 (現)
	2014年 6月	監査法人八雲代表社員 (現)
	2015年10月	独立行政法人日本スポーツ振興センター 監事 (現)
	2020年 9月	国立大学法人東京農工大学 監事 (現)
	2021年 6月	当社社外取締役
	2022年 6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現)
白井 裕子 (しらい ゆうこ) 1954年2月 生まれ	島本 誠 (しまもと まこと) 1960年8月 生まれ	1983年 4月 ヤマハ発動機株式会社 入社
1986年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属)	2007年 1月	同社MC*1事業本部商品開発統括部エンジニア 設計部長
1991年 4月 ウィング総合法律事務所開設 (パートナー弁護士)	2010年 1月	同社調達本部原価革新統括部長
2004年 4月 関東弁護士連合会 理事	2012年 1月	Yamaha Motor Asian Center Co.,Ltd. 取締役 社長
2005年 4月 東京地方裁判所鑑定委員・調停委員	2014年 1月	ヤマハ発動機株式会社 PF*2車両ユニット PF車両開発統括部長
2009年 5月 東京都新宿区教育委員会 委員長	2014年 3月	同社執行役員
2010年 4月 日本弁護士連合会 監事	2015年 1月	同社PF車両ユニット 長兼PF車両ユニット PF車両開発統括部長
2011年 4月 日本知的財産仲裁センター 監事	2015年 3月	同社 上席執行役員
2012年 4月 東京弁護士会 副会長	2017年 1月	同社技術本部長 兼 PF車両ユニット 長
2013年10月 東京都新宿区教育委員会 委員長	2017年 3月	同社取締役 上席執行役員
2015年 6月 西華産業株式会社 社外取締役 (現)	2018年 1月	同社モビリティ技術本部長
2016年 4月 東京都新宿区 監査委員 (現)	2020年 1月	同社モビリティ技術本部長 兼 先進技術本部長
2021年 6月 当社社外取締役 (現)	2021年 1月	同社技術アドバイザー
大島 恭輔 (おおしま きょうすけ) 1954年1月 生まれ	2022年 3月	同社顧問 (現)
1982年 8月 SUNX株式会社 (現パナソニックデバイスSUNX株式会社) 入社	2023年 6月	当社社外取締役 (予定)
2000年 6月 同社取締役 センサ事業部長		*1 MC:Motorcycle *2 PF:Platform
2007年 6月 同社常務取締役 経営企画・人事・法務・内部統制担当		
2011年 6月 同社常勤監査役		
2015年 6月 当社社外取締役		
2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現)		
松木 和道 (まつぎ かずみち) 1951年8月 生まれ		
1976年 4月 三菱商事株式会社 入社		
1979年 6月 Harvard Law School 法学修士号 (LL.M) 取得		
2003年 1月 同社法務部長		
2007年 4月 同社理事		
2007年 5月 経営法友会代表幹事		
2009年 4月 三菱商事株式会社 理事 コーポレート担当 役員補佐 兼 コンプライアンス 総括部長		
2010年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授		

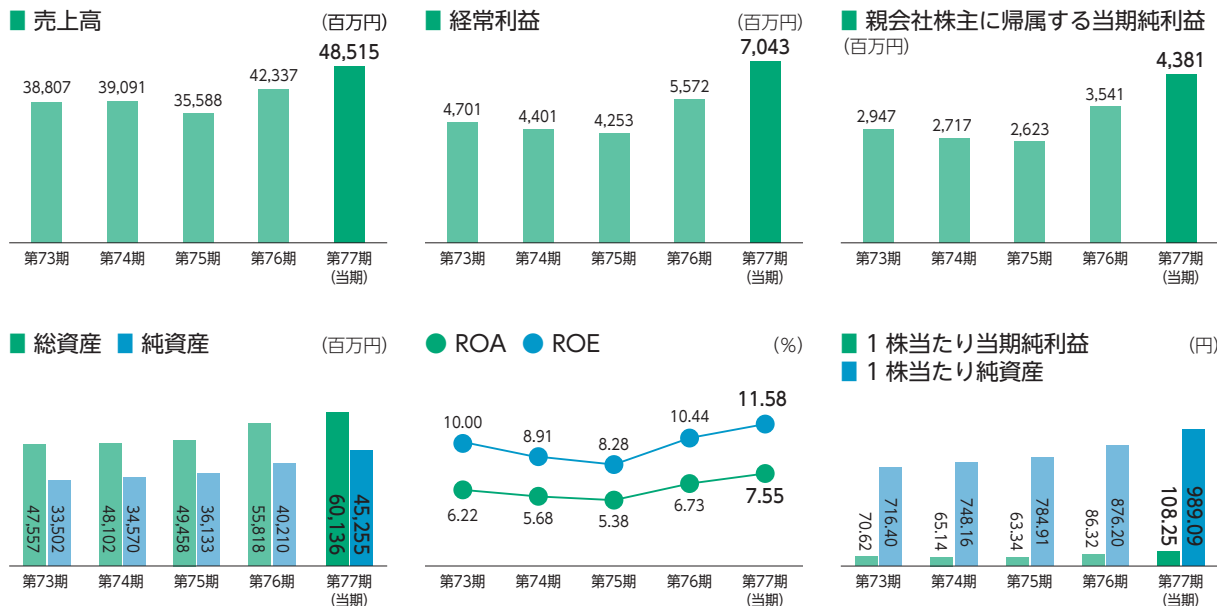
上記、島本誠氏を除く独立委員会委員5氏は、いずれも会社法で規定される社外取締役の要件並びに東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ています。
なお、島本誠氏につきましては、同取引所に独立役員として届け出をする予定です。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 財産及び損益の状況の推移

	第73期 (2019年3月期)	第74期 (2020年3月期)	第75期 (2021年3月期)	第76期 (2022年3月期)	第77期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円) 38,807	39,091	35,588	42,337	48,515
営業利益	(百万円) 4,339	3,876	3,444	4,780	5,838
経常利益	(百万円) 4,701	4,401	4,253	5,572	7,043
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 2,947	2,717	2,623	3,541	4,381
1株当たり当期純利益	(円) 70.62	65.14	63.34	86.32	108.25
総資産	(百万円) 47,557	48,102	49,458	55,818	60,136
純資産	(百万円) 33,502	34,570	36,133	40,210	45,255
1株当たり純資産	(円) 716.40	748.16	784.91	876.20	989.09
自己資本比率	(%) 62.9	64.6	65.2	63.8	66.6
ROA	(%) 6.22	5.68	5.38	6.73	7.55
ROE	(%) 10.00	8.91	8.28	10.44	11.58

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年3月期から適用しており、2022年3月期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。



(2) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、欧州における暖冬によるエネルギー価格高騰の抑制や中国のゼロコロナ政策の解除などがあったものの、欧米の利上げや高水準を維持するインフレ率、中国における政策転換前の活動制限などの影響により景況感の停滞が見られました。日本経済においては、物価高や外需の悪化が下押し要因となり、力強さを欠く状況が続く一方で、インバウンド消費の回復などに後押しされた景況感の改善やその進展への期待感による設備投資意欲の高まりが見られました。

このような状況の中、当連結会計年度の業績は、売上高48,515百万円（前連結会計年度比14.6%増）、営業利益5,838百万円（同22.1%増）、経常利益7,043百万円（同26.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,381百万円（同23.7%増）となりました。これらの結果により、当連結会計年度のROEは11.6%（同1.2ポイント増）となり、自己資本比率は66.6%と2.8ポイント改善しております。

(ご参考値) 事業別の状況

事業部 (製品区分)	当連結会計年度 2022年4月1日～2023年3月31日			
	連結売上高 (百万円)	前年同期増減率 (%)	連結営業利益 (百万円)	前年同期増減率 (%)
エアエナジー事業部	29,349	17.3	3,269	30.1
圧縮機	26,983	17.6		
真空機器	2,366	14.6		
コーティング事業部	19,165	10.6	2,569	13.3
塗装機器	16,512	14.3		
塗装設備	2,652	-7.6		
合計	48,515	14.6	5,838	22.1

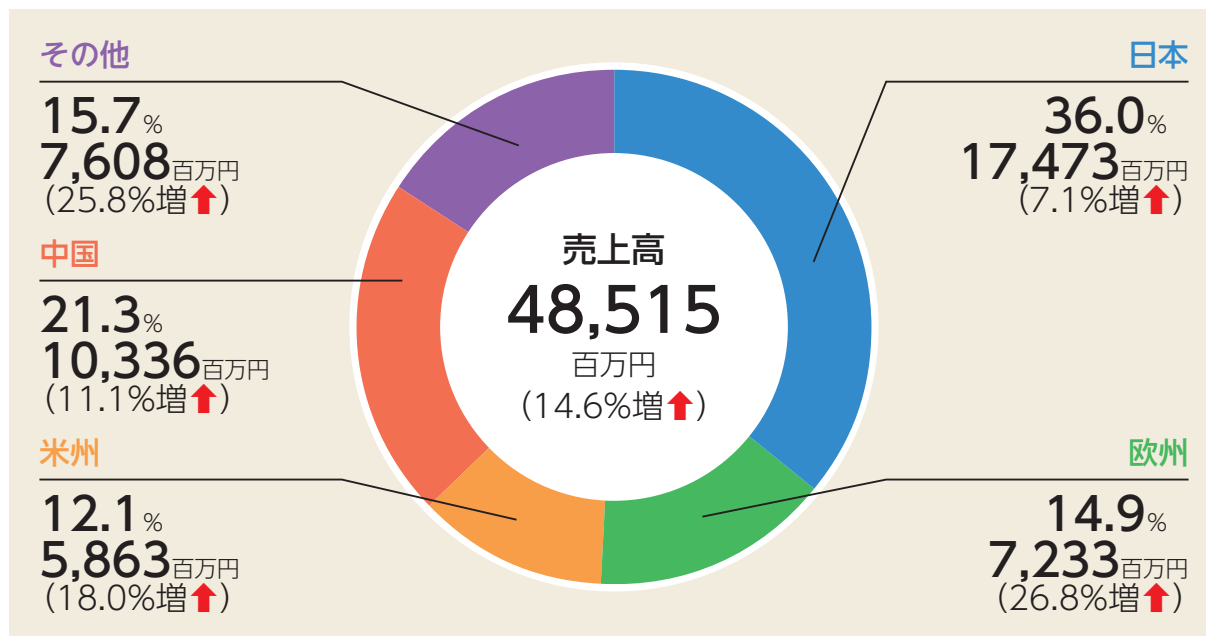
(注) 事業部別の連結営業利益は、当社グループ独自の基準により算定しております。

(3) 主要な事業内容

事業	主要製品
圧縮機	コンプレッサ、窒素ガス発生装置、グリーンエアシステム、医療機器
真空機器	オイルフリースクロール真空ポンプ、真空機器
塗装機器	スプレーガン、塗料供給機器、塗装ブース、各種液体塗布機器
塗装設備	塗装プラント、塗装ロボット、自動塗装装置

セグメント別の状況

地域ごとの売上高



- **日本** | 日本では、外部への売上高17,473百万円（前連結会計年度比7.1%増）、セグメント利益3,519百万円（同6.5%増）の増収増益となりました。
- **欧州** | 欧州では、外部への売上高7,233百万円（同26.8%増）、セグメント利益504百万円（同9.4%増）の増収増益となりました。
- **米州** | 米州では、外部への売上高5,863百万円（同18.0%増）、セグメント利益640百万円（同9.8%増）の増収増益となりました。
- **中国** | 中国では、外部への売上高10,336百万円（同11.1%増）、セグメント利益815百万円（同52.5%増）の増収増益となりました。
- **その他** | その他の地域では、外部への売上高7,608百万円（同25.8%増）、セグメント利益1,467百万円（同34.3%増）の増収増益となりました。

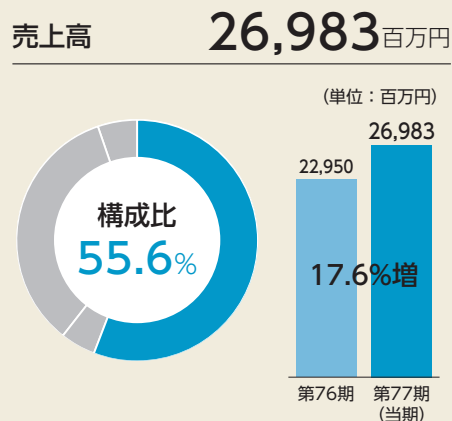
製品別売上高

圧縮機製品 コンプレッサ・窒素ガス発生装置



給油式タンクマウント
スクロースcrewコンプレッサ
(LRSTシリーズ)

- 日本では、電子部品の供給遅延が概ね回復し、昨年末にかけた補助金活用に伴う工作機械向けの需要や設備投資意欲の高まりをしっかりと取り込めたことで、売上は伸長しました。
- 海外では、中国における上期のロックダウン解除後から中国子会社各社による国内販売や輸出販売が好調に推移したことに加え、インドにおける汎用及び特定市場向け圧縮機の売上が年間を通じて高水準を維持したことで、業績に寄与しました。
- 全体では、前期比17.6%の増加となりました。

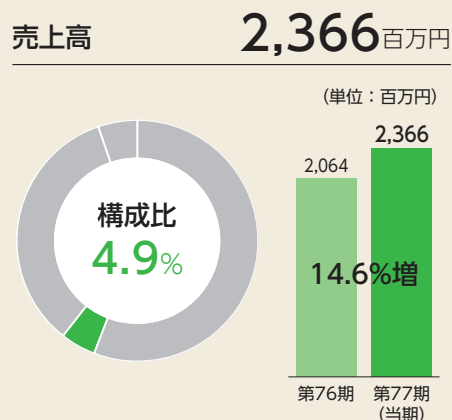


真空機器製品 オイルフリースクロール真空ポンプ



オイルフリースクロール真空ポンプ

- 日本では、急拡大を続けてきた半導体需要が一巡したことで、半導体製造関連装置向け真空ポンプの売上が減少しました。
- 海外では、中国においてEV需要の高まりを受け、リチウムイオン電池製造関連装置向け真空ポンプの売上が好調に推移し、業績を牽引いたしました。
- 全体では、前期比14.6%の増加となりました。



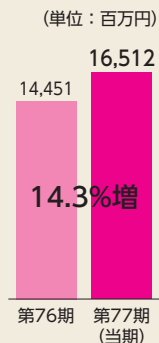
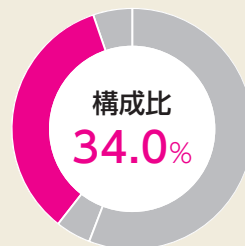
塗装機器製品 スプレーガン、塗料供給機器、塗装ブース



新型スプレーガン
[WS-400/LS-400 (SR2)]

- 日本では、キャンペーンの実施や展示会への出展などを通じた販促活動が功を奏し、売上は堅調に推移しました。
- 海外では、米州において前年度に事業の譲受により獲得した販路の活用などにより新規顧客を開拓できたことや、欧州において第2四半期連結会計期間に先行発売した新型スプレーガンの売上効果が継続したことで、好調に推移しました。
- 全体として、前期比14.3%の増加となりました。

売上高 **16,512**百万円



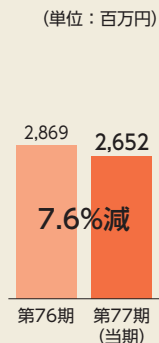
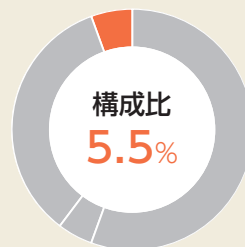
塗装設備製品 塗装プラント、塗装ロボット、自動塗装装置



回転塗装ロボット (SWAN)

- 日本では、年度末にかけて大型物件を含めた受注残を着実に納入したことで売上は増加しました。
- 海外では、中国をはじめとしたアジアにおいて新型コロナウイルス感染症の影響により営業活動が停滞したことや、前年度に発生した大型設備の反動で売上は減少しました。
- 全体では、前期比7.6%の減少となりました。

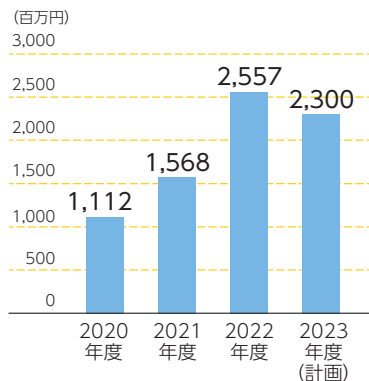
売上高 **2,652**百万円



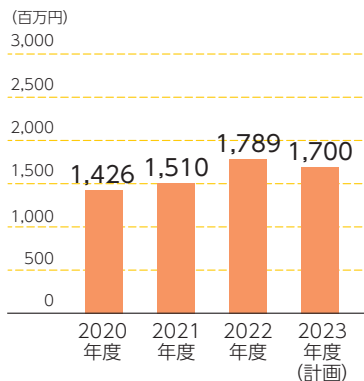
(4) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は総額2,557百万円であります。主な設備投資先セグメントは日本で、その内容はウェブサイトの刷新や福島工場の生産設備の新規導入等です。

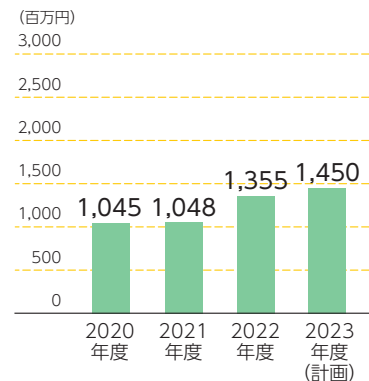
■ 設備投資額



■ 減価償却



■ 研究開発費



研究開発費は、研究開発に係る一般管理費と製造経費の合計です。

(5) 研究開発活動の状況

当社グループの研究開発活動は、当社が主体となり関係会社と共同推進する形をとっており、環境保全を技術開発の大きな目的にするとともに、固有技術の進化と先端技術の応用展開を進めながら、顧客ニーズに応えるための新製品開発と既存製品の改良を積極的に進めております。

なお、当期の研究開発費の総額は810百万円です。その他に製品の改良・改造に使用した545百万円を製造経費としております。報告セグメントは日本、欧州及び中国となり、合計1,355百万円のうち日本は1,110百万円です。

(6) 資金調達の状況

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約額	15,540百万円
・借入実行残高	375百万円
・借入未実行残高	15,165百万円

(7) 会社の対処すべき課題

次期連結会計年度においては、現中期経営計画をもとに、エネルギーや原材料をはじめとする仕入価格の高騰や地政学的リスクなどを含む様々な不確実性に左右されない強力な経営基盤の確立を実現してまいります。事業拡大の主戦場を海外市場と位置付け、エリアの特性に対応した成長戦略を個別に策定し、世界的に不確実性が高まる状況においてもグループ全社を挙げて経営資源の有効活用を進めます。

このような経営環境の中、当社グループは、持続的な成長を確保するため多角的な投資を強化してまいります。新たなニーズを開拓する新規事業の開発や、グローバル展開を推進する多様な人材を育成すべく人的投資や開発投資を拡大し、100周年を超えて全てのお客様に感動を提供する「真の開発型企業」を目指してまいります。

・事業推進における社会課題への取り組み

エアエナジー事業では、当社が世界で初めて開発・発売したオイルフリースクロールコンプレッサをさらに進化させてエネルギー効率を高め、省エネ性を実現することによりCO₂の排出削減に貢献してまいります。また、オイルフリー機の販売比率を高めることで、工業用潤滑油の生成時に排出されるCO₂を削減し環境負荷の低減を目指してまいります。

コーティング事業では、塗装時に発生するVOC（揮発性有機化合物）の排出量を削減するため、コーティング技術の追求を継続するとともに、塗装・乾燥・搬送時におけるエネルギーコストを最大限に抑えるためのコーティング機器と設備の開発に注力してまいります。また、排水処理等の点で環境負荷が高いメッキや、導入コストが高い蒸着の代替工法として、低コストで環境にやさしく、かつ精度の高い均一薄膜を実現できる、インジウムミラーコーティングシステムの普及に努めてまいります。

・サプライチェーンの最適化

様々な不確実性によるサプライチェーンの分断を回避するため、サプライヤーごとのBCPを策定し、特に特殊な材料や加工、処理を必要とする部品や海外における一国集中生産等に関しては、サプライヤーへの取引条件に関する支援等とともに、サプライヤー並びに生産地の追加等を進めています。

また、かねてより生産効率の向上とサプライチェーンの安定化を目指した生産計画改革を進めてまいりましたが、安定した生産と製品供給を実現するため、この改革をさらに強力で推進してまいります。

・お客様との関係性・接点を強化する業務改革

ITの急速な進展により事業環境が大きく変化している状況に対応するため、多様なデジタル経路から製品・サービスに関する情報に容易にアクセス可能な環境を構築することで、世界のお客様に最適な接点を築きブランドの浸透・強化を推進します。加えて、デジタルでお客様とつながる環境の構築を通じて、多様化するニーズに応える製品開発をより一層強化してまいります。

・従業員と家族の健康維持による組織の活性化

当社グループが持続的な成長を遂げる豊かな社会の実現に貢献するためには、従業員とその家族の健康を維持・増進させることが必要不可欠な要素であると認識しています。当社は、代表取締役社長執行役員を健康経営推進最高責任者（CHO：Chief Health Officer）とし、健康経営推進委員会をはじめとした関連部署が一体となり、ヘルスリテラシーの向上やライフワークバランスの確保に向けた働き方改革に取り組んでいます。

当連結会計年度は、一連の活動が評価され、経済産業省と日本健康会議から「健康経営優良法人2023（ホワイト500）」に3年連続で認定、及び経済産業省と東京証券取引所から「健康経営銘柄2023」に2年連続で選定されました。今後とも従業員とその家族の健康増進に取り組み、「機械セクタにおけるホワイト企業トップ」を目指してまいります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ANEST IWATA Australia Pty. Ltd※	500千AUD	99.6%	圧縮機、塗装機器の販売
杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司※	9,000千USD	65.0% (間接保有30.0%を含む)	圧縮機の製造販売、 真空機器の販売
ANEST IWATA MOTHERSON Pvt.Ltd.※	385百万INR	51.0%	圧縮機の製造販売
上海斯可絡圧縮機有限公司※	35,000千CNY	51.0%	圧縮機の製造販売
岩田友嘉精機股份有限公司※	33,000千TWD	50.1%	圧縮機、真空機器の販売、 塗装機器の製造販売

(注) 1. 当社の連結子会社は「(9) 主要な営業所及び工場」に記載した32社です。

2. 会社名の後ろに※印を記載した会社は、特定子会社です。

3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(9) 主要な営業所及び工場

国内拠点	本社	神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地	
	工場	秋田工場（秋田県大仙市） 福島工場（福島県西白河郡矢吹町）	
	支店	6支店（宮城県仙台市）（埼玉県久喜市）（神奈川県横浜市）（愛知県名古屋市）（大阪府大阪市）（福岡県福岡市）	
	子会社	株式会社A & Cサービス（神奈川県横浜市）	
	関連会社	株式会社アドバン理研（京都府八幡市）	
海外拠点	欧州	子会社	(販) ANEST IWATA Deutschland GmbH (ドイツ)
			(製・販) ANEST IWATA Europe GmbH (ドイツ)
			(製・販) HARDER & STEENBECK GmbH & Co.KG (ドイツ)
			(製・販) ANEST IWATA STRATEGIC CENTER S.r.l. (イタリア)
			(販) ANEST IWATA Italia S.r.l. (イタリア)
			(販) ANEST IWATA France S.A. (フランス)
			(販) ANEST IWATA (U.K.) Ltd. (イギリス)
			(販) ANEST IWATA Scandinavia AB (スウェーデン)
			(販) ANEST IWATA Iberica S.L.U (スペイン)
			(販) ANEST IWATA Polska Sp. Z o.o. (ポーランド)
	(販) ANEST IWATA RUS LLC (ロシア)		
	米州	子会社	(製・販) ANEST IWATA USA, Inc. (アメリカ)
			(製・販) ANEST Iwata-Medea, Inc. (アメリカ)
			(製・販) ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc. (アメリカ)
			(販) ANEST IWATA Mexico, S. de R.L. de C.V. (メキシコ)
	中国	子会社	(製・販) AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA. (ブラジル)
			(製・販) Powerex-Iwata Air Technology, Inc. (アメリカ)
	中国	子会社	(製・販) 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司 (中国)
			(販) 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司 (中国)
			(製・販) 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 (中国)
(製・販) 上海斯可絡圧縮機有限公司 (中国)			
(製・販) 上海格什特螺杆科技有限公司 (中国)			
(製・販) 岩田友嘉精機股份有限公司 (台湾)			
(製・販) ANEST IWATA SPARMAX Co., Ltd. (台湾)			
(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd. (インド)			
(製・販) ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd. (インド)			
(製・販) ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co., Ltd. (タイ)			
その他	子会社	(製・販) ANEST IWATA Korea Corp. (韓国)	
		(販) ANEST IWATA Vietnam Co.,Ltd. (ベトナム)	
		(販) PT.ANEST IWATA INDONESIA (インドネシア)	
		(販) ANEST IWATA Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)	
		(販) ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd. (南アフリカ)	

(注) (販) は販売拠点を、(製・販) は製造及び販売拠点を表しております。

(10) 従業員の状況

セグメント	日本	欧州	米州	中国	その他	合計
従業員数	625名	198名	109名	417名	450名	1,799名
前連結会計年度末比増減	3名増	13名増	5名増	11名増	3名増	35名増

(11) 主要な借入先

記載を要する借入先はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 189,290,000株
- ② 発行済株式の総数 40,641,133株（自己株式1,104,372株を除く）
（注）自己株式には、株式給付信託が保有する174,200株は含まれておりません。
- ③ 株 主 数 4,378名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,120,600 ^株	12.6 [%]
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,218,900	10.4
第一生命保険株式会社	2,272,000	5.6
アネスト岩田仕入先持株会	1,954,700	4.8
アネスト岩田得意先持株会	1,933,800	4.8
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,552,300	3.8
明治安田生命保険相互会社	1,520,848	3.7
アネスト岩田従業員持株会	867,691	2.1
岩田 一也	773,000	1.9
株式会社大気社	695,000	1.7

（注）1. 持株比率は、自己株式（1,104,372株）を控除して計算しております。

2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（共同保有者株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、エム・ユー投資顧問株式会社）から2022年1月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書には、同年1月24日現在同社が2,357,235株を保有している旨が記載されています。しかし、当社として2023年3月31日時点における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	*深 瀬 真 一	社長執行役員
取締役	壺 田 貴 弘	会長 ANEST IWATA Korea Corp. 代表理事
取締役	*大 澤 健 一	専務執行役員コーティング事業部長
取締役	*武 田 克 己	常務執行役員営業本部長
取締役	米 田 康 三	株式会社アミファ 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員 フォーライフ株式会社 社外取締役
取締役	浅 井 侯 序	株式会社フジミンコーポレーテッド 社外取締役
取締役	白 井 裕 子	弁護士 西華産業株式会社 社外取締役 東京都新宿区 監査委員
取締役 (監査等委員・常勤)	鈴 木 正 人	
取締役 (監査等委員)	大 島 恭 輔	
取締役 (監査等委員)	松 木 和 道	NISSHA株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	大 橋 玲 子	大橋公認会計士事務所 所長 監査法人八雲 代表社員

- (注) 1. 取締役米田康三氏、浅井侯序氏、白井裕子氏、大島恭輔氏、松木和道氏、大橋玲子氏の6氏は社外取締役であります。なお、6氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査等委員である取締役の鈴木正人氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の事情に精通し、質の高い情報を収集できる者が、取締役会以外の重要な会議に出席し、代表取締役をはじめ業務執行上の各責任者や、会計監査人と内部監査部門等との連携を密に図ることによって得られた情報をもとに監査・監督を行うことにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員である取締役の大橋玲子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社では執行役員制度を導入しており、*印を付した取締役は執行役員を兼務しております。2023年4月1日現在の取締役を除く執行役員は次のとおりであります。

(ご参考)

【取締役を除く執行役員のご紹介】



三好 栄祐

常務執行役員
経営管理本部長

益々、変化していく予測不能な世の中において経営に携わる主部門として、企業価値向上を念頭に経営とガバナンスに重きを置き、人事総務・法務知財・経理財務・ロジスティクス・情報システムといった各機能の変革スピードを上げて最大化、効率化を図り、株主の皆様への利益還元と事業の成長に向けて様々な価値ある改革と取り組みを実践してまいります。



岩田 仁

常務執行役員
エアエナジー事業部長

3ヶ年のわたる中期経営計画の中間年度となる本年は、各施策の進捗を再評価し、経営資源の再配分を行います。それにより、計画した事業ベースを固めるための活動に加え、その成果を売上・利益につなげることに注力いたします。



ゲイリー・グラス (Gary Glass) ANEST IWATA USA, Inc. / President
兼 ANEST Iwata-Medea, inc. / President

北米では、2021年に実施した塗装機器事業の譲受に伴う効果や真空機器の販売チャンネル開拓が実を結び、記録的な実績を収めました。エアブラシ市場においては、様々な新商品を投入し主に一般消費者向けの需要を活性化します。さらに、子会社の統合により経営の合理化を進めるなど、不確実な経済情勢が続く状況においてもさらなる成長を実現します。



大丸 正徳

エアエナジー事業部 事業戦略部長
兼 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司 / 董事長
兼 上海斯可絡圧縮機有限公司 / 董事長

引き続き我々を取り巻く環境は厳しい状況にあります。しかし行動制限が解除されたことにより積極的な活動を図り、国内外のあらゆる企業と協業を模索し事業成長の基盤となる施策を実行することにより、創業100周年を成長過程として迎える未来を実現いたします。



松本 卓也

ANEST IWATA STRATEGIC CENTER S.r.l. /
Managing Director

アフターコロナからロシア・ウクライナ戦争によるエネルギー問題、物価の高騰、サプライチェーンの混乱がまだ継続する大きな世界の転換期にあたり、グローバル製造販売業の今後の舵切が大きく問われる時代になっています。その渦中にある欧州市場で、昨年は主力新商品の投入、それに合わせた販売チャネルの最適化により大きな飛躍の年となりました。今後の欧州事業展開が当社のグローバル展開に重要な役割を担うと考え、さらなる市場シェア獲得により、強固な欧州事業体制を築き上げていきます。



矢内 洋幸

エアエナジー事業部 福島工場長

SDGs対応やパラダイムシフトなど様々な変化が起こる中で、生産性を向上させていける変化に強い生産体制が今後の成長には不可欠だと考えています。ロボットを含む産業機械の正確性と人の柔軟性を効率的、効果的に組み合わせて、柔軟で生産性の高い世界に通用する工場へ成長してまいります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役でない取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約の内容は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額と限定しております。

(3) 役員等賠償保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員等の主要な業務執行者であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。なお、当社子会社から報酬を受ける者は対象から除外しています。なお、当社と直接雇用契約を締結していない者は対象から除外しています。

(4) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動賞与	業績連動 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	226	130	69	26	8
（うち社外取締役）	24	24	—	—	4
取締役（監査等委員）	46	46	—	—	5
（うち社外取締役）	24	24	—	—	4
合計	273	177	69	26	13

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額1名1百万円を含みません。
2. 上記には、2022年6月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名及び取締役（監査等委員を除く）を退任し取締役（監査等委員）に就任した1名を含んでおります。
3. 2016年6月28日開催の第70期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は60百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役（監査等委員を除く）は5名（うち社外取締役は1名）、取締役（監査等委員）は4名（うち社外取締役は3名）です。
4. 業績連動賞与は、当期の役員賞与引当金繰入額であります。
5. 業績連動型株式報酬制度については、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）に将来給付する株式の取得資金として、当社が信託に拠出する資金は3事業年度で130百万円を上限とすること、給付対象となる当社株式数は3事業年度当たり44,000株を上限とすることが決議されています。

なお、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金額の給付を受ける時期は、原則として取締役退任時となります。なお、当該決議時の対象となる取締役（監査等委員を除く）は3名です。

6. 業績連動株式報酬の総額は、日本基準により当連結会計年度中に費用計上した金額を記載しております。
7. 上記支給額のほか、2005年6月28日開催の第59期定時株主総会における役員退職金慰労制度の廃止決議に基づく役員退職慰労金の打ち切り支給額につきまして、当年度末における残高は9百万円であります。

(5) 取締役の報酬等の決定方針

取締役（社外取締役を除く）は、毎月の固定報酬と、年1回の業績連動賞与及び業績連動型株式報酬（取締役会長及び監査等委員である取締役は対象から除く）とします。具体的な決定にあたっては、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で、監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会において、会社業績及び各取締役の職責・成果などを総合的に勘案した上で答申し、その内容を基に取締役会で審議し決定します。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性を考慮し、経営に対する監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとし、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

また、決定方針は、指名・報酬委員会において審議・承認し、取締役会に答申した上で、取締役会で決議することにより決定しています。

金銭による業績連動賞与の算出においては、損益上の実態評価を行い、グローバルな事業活動の展開、並びに有効な資本政策の実行といった視点により、連結経常利益をその指標としています。なお、当事業年度における業績連動賞与に係る指標の目標は6,600百万円で、実績は7,043百万円となりました。

① 取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の業績連動賞与の算定方法

2023年3月期の業績連動賞与については、以下の算定方法に基づき支給することを2022年5月10日開催の取締役会で決議いたしました。

計算方法

業績連動賞与	=	連結経常利益	×	1.10%	×	$\frac{\text{各取締役のポイント}}{\text{取締役のポイント合計}}$
--------	---	--------	---	-------	---	--

(注) 取締役のポイント合計は、代表取締役、取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員ごとのポイント計の総和です。

取締役の役位別ポイント及び人数

役職	ポイント	人数	ポイント計
代表取締役	1.00	1	1.00
取締役専務執行役員	0.50	1	0.50
取締役常務執行役員	0.40	1	0.40

(注) 2022年6月24日開催の取締役会決議をもとにした役位で算定しております。

留意事項

- ・取締役専務執行役員及び取締役常務執行役員は、法人税法第34条第1項第3号に規定される業務執行役員であります。
- ・法人税法第34条第1項第3号イに規定する「利益の状況を示す指標」とは連結経常利益であります。
- ・法人税法第34条第1項第3号イ(1)に規定する「確定した額」は、1億円を限度とします。連結経常利益に1.10%を乗じた金額が1億円を超えた場合は、1億円を各取締役のポイント数で割り振り計算した金額をそれぞれの業績連動報酬とします。
- ・やむを得ない事情により取締役が職務執行期間の途中で退任した場合、職務執行期間の開始から期末までの期間における当該取締役の在職月数（1月未満の端数切上）にて支給します。なお、期末後の退任については月数按分しません。

③ 非金銭報酬等の内容

取締役等（対象者は下記のとおり。本項について以下同じ）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役等に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しています。

本制度では、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付されます。

事業報告

① 本制度の対象者	取締役（取締役会長、監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員
② 当初対象期間	2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度。当初対象期間経過後は、その後開始する3事業年度ごとの期間を対象
③ ②の当初対象期間において取締役等に給付を行うために必要な当社株式の取得の原資として当社が拠出する金銭の上限	金270百万円 (うち取締役分 130百万円)
④ 当社株式の取得方法	取引市場から取得する方法、又は、自己株式処分を引き受ける方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり 95,000ポイント (うち取締役分 44,000ポイント)
⑥ ポイント付与基準	役位を勘案して定まる数のポイントを付与し、中期経営計画における目標の達成度合いに応じて付与されたポイントを調整
⑦ ①の対象者に対する当社株式の給付時期	原則として退任時

(6) 社外役員に関する事項

(a) 重要な兼職先と当社との関係

- i. 取締役の米田康三氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。これらの法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・株式会社アミファ 社外取締役
 - ・スリーフィールズ合同会社 代表社員
 - ・フォーライフ株式会社 社外取締役
- ii. 取締役の浅井侯序氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。この法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・株式会社フジミンコーポレーテッド 社外取締役
- iii. 取締役の白井裕子氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。これらの法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
 - ・弁護士
 - ・西華産業株式会社社外取締役
 - ・東京都新宿区監査委員
- iv. 監査等委員である取締役の大島恭輔氏は、他の法人等の重要な兼職はありません。

- v. 監査等委員である取締役の松木和道氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。この法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・NISSHA株式会社 社外取締役
- vi. 監査等委員である取締役の大橋玲子氏は、下記の他の法人等の重要な兼職があります。これらの法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
- ・大橋公認会計士事務所 所長
 - ・監査法人八雲 代表社員

(b) 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況 出席回数／開催回数 (出席率 %)	主な活動状況
米田 康三 (社外取締役)	取締役会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 8回／8回 (100%)	複数の企業経営者として会社経営に携わり養われた豊富な知識・経験に基づき、取締役会や諮問委員会等において海外の事業運営やグローバルガバナンス強化に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会委員として活動しました。
浅井 侯序 (社外取締役)	取締役会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 8回／8回 (100%)	電機メーカーにおいて人事や法務・総務部門の要職を歴任するなど、経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会や諮問委員会等において業務執行に関する客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会委員として活動いたしました。
白井 裕子 (社外取締役)	取締役会 13回／13回 (100%) 指名・報酬委員会 8回／8回 (100%) 内部統制委員会 5回／5回 (100%) サステナビリティ・CSR委員会 5回／5回 (100%)	弁護士としての企業法務に関する専門的知見から、取締役会において適正な事業運営に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会、サステナビリティ・CSR委員会の委員として活動しました。
大島 恭輔 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 14回／14回 (100%) 指名・報酬委員会 8回／8回 (100%) 内部統制委員会 5回／5回 (100%) サステナビリティ・CSR委員会 5回／5回 (100%)	長年製造業の会社経営に携わることで養われた豊富な知識・経験に基づき、取締役会や諮問委員会等において事業課題の解決に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会、サステナビリティ・CSR委員会の委員として活動しました。

事業報告

氏名	出席状況 出席回数／開催回数（出席率 %）	主な活動状況
松木和道 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 14回／14回 (100%) 指名・報酬委員会 8回／8回 (100%) 内部統制委員会 5回／5回 (100%) サステナビリティ・CSR委員会 5回／5回 (100%)	製造業を含む豊富な業務経験から養われた法務の知識に基づき、取締役会や諮問委員会等においてコーポレート・ガバナンスの強化に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会、内部統制委員会、サステナビリティ・CSR委員会の委員として活動しました。
大橋玲子 (社外取締役) (監査等委員)	取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 9回／9回 (100%) 指名・報酬委員会 7回／8回 (87.5%)	公認会計士としての財務会計に関する専門的知見から、取締役会において適正な事業運営に向けた客観的かつ公正な発言がありました。また、指名・報酬委員会委員として活動しました。

- (注) 1. 社外取締役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
3. 大橋玲子氏は2022年6月24日開催の第76期定時株主総会において取締役から監査等委員である取締役に就任したため、監査等委員会においては同日以降の出席状況を記載しております。

4. 会計監査人の状況

- ① 名 称 青南監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|-----------------------------------|----------|
| (a) 当事業年度に係る報酬等の額 | 34,735千円 |
| (b) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,735千円 |
- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、監査計画概要書の監査体制、監査内容、監査日数等の妥当性並びに監査水準の世間水準比較などを総合的に判断し、監査法人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人又は公認会計士の監査を受けております。

③ 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であったものも含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定め、これに基づき下記内容の責任限定契約を結んでいます。

会計監査人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じた額をもって、損害賠償責任の限度とする。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

(基本方針)

① 当社及び当社グループにおける取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループの基本方針、当社グループで働く全ての者が責任のある行動を取るための指針、法令・定款・方針・社内規定等の遵守などを定めた「アネスト岩田フィロソフィ」を取りまとめ、浸透を図っています。また、法務担当部門により継続的にコンプライアンス教育を実施するとともに、内部監査部門の配置により、その浸透状況を確認しています。
- (b) 当社の製品別担当部門が各グループ会社の主管として指導・支援を実施しています。また、各グループ会社は定期的に当社に財務状況や取締役会の審議結果等を報告しています。
- (c) 内部通報窓口「アネスト岩田ホットライン」と「ANEST IWATA Group Hotline」を設置し、不正リスクを軽減させるとともに、法令上疑義のある行為を早期に発見・対応する体制を構築しています。また、相談窓口「提案ポスト」も設置しています。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、及び、取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により事業を有効かつ効率的に運営するため、以下の取り組みを行っています。

- (a) 重要な事項についての取締役会での活発な議論を可能とするとともに、取締役会の監督機能の強化を図るため、当社の取締役会から一部の意思決定権限を代表取締役へ委譲します。
- (b) 代表取締役を補助するため、執行役員を任命します。また、全ての執行役員が議決権を持つ経営会議及び執行役員会の2つを業務執行機関として設置し、重要性により審議事項を分けています。より重要な事項を審議する経営会議には全ての取締役も参加します。これは、当社グループの事業について熟知した執行役員と、他社での業務執行経験や専門分野での知識の豊富な社外取締役の積極的な協議の場を設けることでより有効な業務執行を図るとともに、協議の場を通じて社外取締役に情報も深く共有されることにより有効な取締役会の監督機能に資するものです。なお、経営会議の議決権を執行役員のみ限定することで、業務執行への参加による取締役会の監督機能への悪影響を抑制します。

- (c) 任意の諮問機関である指名・報酬委員会が、取締役候補及び執行役員候補の指名と取締役及び執行役員の報酬案を取締役に答申することで、公正かつ透明性の高い手続きを行います。また、サステナビリティ・CSR委員会及び内部統制委員会を設置し、それぞれの事項について具体的な立案を行い、取締役会への上申を行います。
- (d) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、業務を執行しない取締役を取締役総数の半数以上としています。
- (e) 取締役会全体の実効性について、定期的に分析・評価をしています。
- (f) 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報（文書・議事録）及び重要な決裁に係る情報の保存・管理についての指針を定めています。また、電子ファイル等に関わるシステムを安全に管理し、不測の事態にも適切に対応しています。

③ **当社及び当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- (a) リスクの洗い出し・予防及びリスクが現実のものとなった場合の企業価値の保全を目的として、リスク危機管理規程を定めています。
- (b) リスク危機管理規程等に基づき、リスクに対する統一した管理体制として、社長執行役員を委員長とした「危機管理委員会」を設置しています。緊急事態が発生した場合には、「危機管理委員会」を召集し、迅速かつ適切に対応するとともに、事後の防止策を講じます。
- (c) 万が一当社グループの製品に不具合があった場合に的確に対処できるよう独立した品質保証部門を設置し、お客様の満足向上に努めています。

④ **監査等委員以外の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制と、その他監査等委員会の職務が実効的に行われることを確保するための体制、及び、監査等委員会の職務を補助すべき従業員及びその従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査等委員会の職務が実効的に行われることを確保するため、以下を定めています。

- (a) 社内の事情に精通した常勤の監査等委員を1名選定していること
- (b) 監査等委員以外の取締役及び従業員は職務執行等の状況について監査等委員会に報告しなければならないこと。
会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行状況、会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項、月次決算報告、内部監査の状況と監査結果、法令・定款等に違反するおそれのある事項、上記以外の会社経営上重要な事項等。
- (c) 監査等委員は取締役会以外の重要な会議にも出席できること。
- (d) 監査等委員は代表取締役、会計監査人、内部監査部門と定期的に会合を持ち意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることができること。

- (e) 監査等委員は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができること。
- (f) 内部通報制度を利用して通報された内容は、監査等委員に全て通知されること。通報者に対する不利益の取り扱いは、監査等委員に直接通報された場合も含め、禁止されること。
- (g) 監査等委員の職務に必要な費用は、仮払いの要否も含めて、監査等委員会の判断により決定すること。
- (h) 監査等委員会は、その職務を補助させるため、内部監査部門に対して必要な事項を指示できること、及び、その事項については、内部監査部門は監査等委員会以外の指揮命令を受けないこと。また、内部監査部門の人事は代表取締役と常勤の監査等委員との合意の上で、監査等委員会が決定すること。

(運用状況の概要) 内部統制方針通達から抜粋

当社グループでは、上記の基本方針に基づき「業務の適正を確保するための体制」の整備及び運用を実施しています。

社是や経営理念を中核とする当社グループの考え方をまとめた「アネスト岩田フィロソフィ」については、和文、英文及び中文の「フィロソフィブック」を作成しており、グループ全体への浸透を図っています。また、社内規定についても、主管である総務部門を中心に、継続的に改善を図ってまいります。法務部門によるコンプライアンス教育も積極的に実施しています。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大の影響による移動の制限が一部残ったため、内部監査部門の海外子会社への往査は一部計画通り実行できませんでしたが、全ての子会社をリモート監査対象としています。内部通報制度「アネスト岩田ホットライン」及び提案制度「提案ポスト」に、通報及び相談のあった案件につきましては、誠実に対応いたしました。また、海外子会社の現地従業員に対しても、内部通報制度の段階的な導入を実施しています。なお、これらの結果、業務の重要な不適正につながる事項等は見つかっておりません。

当社の取締役会は、毎月1回以上開催し、社外取締役も出席し、毎回発言がなされました。その中では、取締役会全体の実効性についての分析・評価も実施しました。また、任意に設置している指名・報酬委員会、サステナビリティ・CSR委員会及び内部統制委員会から取締役会へは必要な都度上申がなされました。グループ会社の取締役会又はそれに相当する会議については、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大による移動の制限等により現地等に直接参集しての開催が困難なケースも残りましたが、WEB会議も含めますと各社年2回以上開催しました。その際には、主管しているエアエナジー事業部長又はコーティング事業部長が出席し、その結果については当社の取締役会にて報告されました。また、各社の業績については、毎月当社に報告されました。

リスクに対する統一した管理体制として設置している「危機管理委員会」については、新型コロナウイ

ルス（COVID-19）への対応の必要な期間には、原則として毎週招集して対応策を審議し、当社グループ内で情報を共有するとともに、必要に応じて対外的な情報開示を実施できる体制を維持しました。

監査等委員会は概ね毎月開催され、毎回、活発な意見交換や審議・決議を行っていることを確認しました。監査等委員には四半期毎に会計監査人から監査の状況が報告されるとともに、内部監査部門も含めた「三様監査協議」を定期的の実施し情報の交換を行っていることを確認しました。なお、監査等委員からの求めに応じ、内部監査部門に所属する全ての従業員を「監査等委員の職務を補助すべき従業員」とし、代表取締役からの特命監査事項を除き、監査等委員以外の取締役や他の従業員からの独立性を確保しています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、1926年の創業以来、「誠心（まことのこころ）」を社是として「お客様の立場に立ち、誠心を込めて製品やサービスをお届けする」ことを実行してまいりました。その間に蓄積した知識やノウハウを活用し、品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただける圧縮機・真空機器・塗装機器の専門メーカーとして成長してまいりました。「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、当社が長年にわたり蓄積した知識やノウハウを活用し、さらなる品質向上・技術革新に努め、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することで、当社の企業価値を長期にわたりに向上させ、株主共同の利益の確保・向上を成し得るものと考えております。

上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、大規模買付行為者の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討する、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そのため、2007年5月15日の取締役会にて、企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様に買い付けに応じるか否かを適切に判断していただく時間と情報を確保することを目的として大規模買付行為に関するルールを導入いたしました。

なお、導入いたしましたルールの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.anestiwata-corp.com/jp>) に掲載しております。また、本通知「株主総会参考書類」第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」に、基本構成は変わらず日付・役職等を更新した継続案を記載しております。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）

2007年5月15日施行

2022年5月10日改訂

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取り組み

当社は、1926年に創業以来、「誠心」を社是として、常に「お客様の立場に立ち、誠心を含め製品やサービスをお届けする。」ことを実行してまいりました。品質向上・技術革新に努め、お客様のご支持をいただき、塗装機器・塗装設備・圧縮機・真空機器の専門メーカーとして、世界No.1を目指す企業へと成長してまいりました。これもひとえに株主の皆様のご支援の賜物であります。

当社グループは、100年企業へ向けて以下の「グループ経営ビジョン」を定め、中長期的な経営戦略としております。①お客様の立場に立ち、誠心を含めて高性能かつ高品質な製品とサービスをご提供できる、活力と新規性に満ちた開発型企業となる。②コストダウンや社内コア技術を中心とした改良型商品開発から、市場のニーズを確実に捉え、さまざまな企業とコラボレーションする柔軟な企業となる。③世界No.1を目指して、グループの全従業員が一丸となり、お客様満足度の最大化に努め、革新的な技術・製品を常に生み出していき、「真のグローバルワン・エクセレントメーカー」になることを目指す。併せて、社是の具体化を目指してさらなる品質向上・技術革新に努めるとともに、事業規模の拡大・社会への貢献を実行することが、当社の企業価値を長期にわたり向上させ、株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 本方針の目的と基本的な考え方

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するものも少なくありません。そのため、当社取締役会としては企業価値・株主共同の利益の保護及び株主の皆様への買い付けに応じるか否かを適切に判断していただく時間を確保することを目的として大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を導入するものであります。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はありません。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、①大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価・検討を行うための期間が経過した後、又は株主総会を開催する場合には株主の皆様へ発動の可否を判断いただくための検討期間が経過した後大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象となる大規模買付行為

本方針は以下の①又は②に該当する当社株券の買付け又はこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為」といいます）がなされる場合は適用対象とします。大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）は予め本方針に定める手続に従わなければならないものとします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。以下同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいた上で、当社

取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）
- ②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます）
- ③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ④当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、経営方針・経営理念、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容
- ⑥その他大規模買付行為の妥当性及び適法性等を判断するために当社取締役会又は独立委員会（後記4.「独立委員会の設置」、別紙2「独立委員会規程の概要」及び（注8）をご参照）が合理的に必要と判断する情報

注8 独立委員会は、当社取締役会から独立した第三者機関として、本方針が取締役の保身のために利用されないことがないよう監視するとともに、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する買付けを抑止するという働きを担います。独立委員会は、公正で合理的な判断を可能にするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社取締役会との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等の中から選任され、計3名以上の委員で構成されます。なお、本方針の継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、後述の別紙3「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりです。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長

要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

4. 独立委員会の設置

本方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、当社取締役会がかかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は諮問を受けた事項について勧告することとします。独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ることができるものとします。また、当社の取締役、監査等委員である取締役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動又は不発動につき速やかに決議を行うものとします。

当社取締役会の決定に際しては独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会

の勧告手続を経なければならぬものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保する手段として機能するよう位置付けています。

独立委員会の委員には、米田 康三氏、浅井 侯序氏、白井 裕子氏、大島 恭輔氏、松木 和道氏、大橋 玲子氏の合計6名が就任する予定です。なお、独立委員会規程の概要は、別紙2の「独立委員会規程の概要」に、各委員の略歴は、別紙3の「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、必要かつ相当な範囲内で例外的に対抗措置を講じることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合（いわゆる、グリーンメーラーと判断される場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行っている判断される場合

- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で買付けを行っているとは判断される場合
- ⑤大規模買付者が提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます）等、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付け行為と判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれると判断される場合
- ⑦大規模買付者が提案する当社株式の買付条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付方法の適法性、買付等の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーの処遇方針等を含みます）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記（1）又は（2）において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙1に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様にも本方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要

情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3. (2)「大規模買付情報の提供」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までを大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

6. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大規模

買付行為を行う大規模買付者を除きます)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日まで、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株式会社については、名義書換手続きは不要です）。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対抗措置の発動を勧告した後であっても、勧告後に大規模買付者が買付を撤回した場合、又は勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付者による買付が上記「5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の「(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合」の①ないし⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、又は既に行った対抗措置の発動勧告を撤回することができるものとします。

当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当に係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

7. 大規模買付ルールの有効期限等

本方針の有効期限は、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において議案としてお諮りし、本方針が株主の皆様のご承認を得られた場合には、来年以降、毎年6月に開催予定の当社の定時株主総会において毎回お諮りすることとし、株主の皆様のご意思を確認することといたします。ただし、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、その時点で廃止されるものといたします。

本方針はその有効期間中であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、司法判断の動向、公的機関の対応及び会社法並びに金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存であり、本方針の有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本方針を修正する場合があります。

なお、2022年3月31日現在の大株主の状況は別紙4の「大株主の状況」に記載のとおりです。

8. 本方針の合理性

本方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しています。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

②当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものです。

③株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、当社取締役会において本方針の導入を決定いたしました。上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本定時株主総会において、本方針に関する株主の皆様の意思を確認させていただくため議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、その時点で本方針は廃止されます。そのため、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。また、本方針は毎年開催される当社定時株主総会において株主の皆様の意思が反映されます。

④独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本方針の導入にあたり、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しました。また、独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない当社社外取締役、社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、実績ある会社経営者等）で構成されます。

⑤合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記5.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記7.「大規模買付ルールの有効期限等」に記載のとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止する可能性があります。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以 上

新株予約権無償割当の概要

【別紙1】

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とし、時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者（注9）、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者（注10）、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注11）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権の無償割当て決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

注9 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注10 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注11 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

独立委員会規程の概要

【別紙2】

1. 独立委員会の設置

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、合理性及び公正性を担保するため、独立委員会を設置する。

2. 独立委員会の構成と選任

(1) 独立委員会を構成する委員（以下、「独立委員」という）は、3名以上とする。

(2) 独立委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務、実績のある会社経営者、或いはこれらに準ずる者の中から取締役会が選任する。取締役会は出席取締役の過半数の賛成により独立委員を選任する。選任にあたっては、独立委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。

3. 独立委員の任期

独立委員の任期は、原則として取締役会がその者を独立委員に選任しその者が独立委員への就任を承諾した日から、その後最初に開催される定時株主総会の終結時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員の解任

取締役会は、以下の事由が生じた場合、出席取締役の3分の2以上の賛成により独立委員を解任することができる。

(1) 重度の身体又は精神の障害その他の事由により、業務を遂行できない場合

(2) 大規模買付者グループに含まれる者又は大規模買付者グループに含まれる者になろうとする者と客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難である関係を有していると認識した場合

(3) 独立委員が法令等に違反した場合

(4) 独立委員が上記2.の(2)に定める者ではなくなった場合

5. 善管注意義務

独立委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。

6. 独立委員会の開催

独立委員会は、本規程に従い、必要に応じて随時開催する。

7. 独立委員会の招集

独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

8. 独立委員会の権能

(1) 独立委員会は、当社取締役会が独立委員会に諮問する、以下に規定する事項につき審議・決議し、その決議事項を、その理由を付して取締役会に勧告する。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しなければならない。

- ①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ②当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否か
- ③大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反する否か
- ④対抗措置を講じるか否か
- ⑤当社取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否か
- ⑥その他上記に関連する事項

(2) 独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む）から、その検討及び審議に必要な専門的な助言をえることができる。

(3) 独立委員会は、当社取締役、従業員又は監査等委員である取締役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。

9. 独立委員会の勧告

勧告の内容については、原則として委員全員が出席し、その過半数の賛成をもって決定する。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

【別紙3】

2022年3月31日現在

米田 康三 (よねだ こうぞう) 1948年6月 生まれ
1972年 3月 株式会社住友銀行 (現株三井住友銀行) 入行
1977年 5月 エール大学経済学部大学院修士課程修了
2001年 4月 同行執行役員本店営業第二部長
2002年 6月 Japan Equity Capital Co., 会長兼CEO
2003年 4月 大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ(株)顧問
2005年 6月 平田機工株式会社 代表取締役社長
2012年 4月 株式会社キンレイ (現株KRフードサービス) 代表取締役社長
2014年12月 株式会社アミファ社外取締役 (現)
2015年 6月 当社社外取締役 (現)
株式会社タカギ社外取締役
2015年12月 スリーフィールズ合同会社代表社員 (現)
2016年11月 フォーライフ株式会社社外取締役 (現)
2018年 6月 北越メタル株式会社社外取締役 (現)

浅井 侯序 (あさい よしつぐ) 1954年5月 生まれ
1977年 4月 ブラザー工業株式会社入社
1989年 7月 BROTHER INDUSTRIES (AUST) PTY LTD出向 同社代表取締役
2000年10月 ブラザー工業株式会社 総合企画部長
2004年 6月 同社執行役員I&DカンパニーEVP*経営企画部長
* EVP: エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
2006年 4月 同社執行役員人事部長
2011年 4月 同社 常務執行役員法務総務部長
兼コーポレートコミュニケーション担当 (広報) 部担当
2016年 4月 同社 常務執行役員財務部・法務環境総務部・
CSR&コミュニケーション部担当
2017年 6月 株式会社フジインコーポレーテッド社外取締役 (現)
2020年 6月 当社社外取締役 (現)

白井 裕子 (しらい ゆうこ) 1954年2月 生まれ

- 1986年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属)
- 1991年 4月 ウィング総合法律事務所開設 (パートナー弁護士)
- 2004年 4月 関東弁護士連合会理事
- 2005年 4月 東京地方裁判所鑑定委員・調停委員
- 2009年 5月 東京都新宿区教育委員会委員長
- 2010年 4月 日本弁護士連合会監事
- 2011年 4月 日本知的財産仲裁センター監事
- 2012年 4月 東京弁護士会副会長
- 2013年10月 東京都新宿区教育委員会委員長
- 2015年 6月 西華産業株式会社社外取締役 (現)
- 2016年 4月 東京都新宿区監査委員 (現)
- 2021年 6月 当社社外取締役 (現)

大島 恭輔 (おおしま きょうすけ) 1954年1月 生まれ

- 1982年 8月 SUNX株式会社 (現パナソニックデバイスSUNX株式会社) 入社
- 2000年 6月 同社取締役センサ事業部長
- 2007年 6月 同社常務取締役経営企画・人事・法務・内部統制担当
- 2011年 6月 同社常勤監査役
- 2015年 6月 当社社外取締役
- 2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現)

松木 和道 (まつき かずみち) 1951年8月 生まれ

- 1976年 4月 三菱商事株式会社入社
- 1979年 6月 Harvard Law School法学修士号 (LL.M) 取得
- 2003年 1月 同社法務部長
- 2007年 4月 同社理事
- 2007年 5月 経営法友会代表幹事
- 2009年 4月 三菱商事株式会社理事コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長
- 2010年 4月 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
- 2011年 4月 北越紀州製紙株式会社 (現北越コーポレーション株式会社) 執行役員
- 2011年 6月 同社取締役
法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
- 2013年 6月 北越紀州製紙株式会社常務取締役
- 2016年 6月 株式会社ドリームインキュベータ社外取締役 (監査等委員)
サンデンホールディングス株式会社社外監査役
- 2018年 6月 当社社外取締役
- 2019年 3月 NISSHA株式会社社外取締役 (現)
- 2020年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現)

大橋 玲子（おおはし れいこ）1962年7月 生まれ
1991年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
1995年 3 月 公認会計士登録
2009年 7 月 大橋公認会計士事務所所長（現）
2014年 6 月 監査法人八雲代表社員（現）
2015年10月 独立行政法人日本スポーツ振興センター監事（現）
2020年 9 月 国立大学法人東京農工大学監事（現）
2021年 6 月 当社社外取締役
2022年 6 月 当社社外取締役（監査等委員）就任（予定）

上記独立委員会委員6氏は、いずれも会社法で規定される社外取締役の要件並びに東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ています。

事業報告

大株主の状況

【別紙4】

2022年3月31日現在

1. 発行可能株式総数 189,290,000株
2. 発行済株式総数 41,745,505株 (自己株式を除いた発行済株式総数：40,836,413株)
(注) 自己株式を除いた発行済株式総数には、株式給付信託が保有する180,000株が含まれておりません。
3. 株主数 3,813名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,874	11.9
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,820	9.4
第一生命保険株式会社	2,272	5.6
アネスト岩田仕入先持株会	1,872	4.6
アネスト岩田得意先持株会	1,858	4.6
明治安田生命保険相互会社	1,520	3.7
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,338	3.3
株式会社大気社	895	2.2
FCP SEXTANT AUTOUR DU MONDE	850	2.1
アネスト岩田従業員持株会	815	2.0

(注) 持株比率は、自己株式 (909,092株) を控除して計算しております。

以上

(本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入しております。)

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第77期 (2023年3月31日現在)	科目	第77期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	36,773,341	流動負債	11,719,814
現金及び預金	14,512,347	支払手形及び買掛金	5,355,758
受取手形及び売掛金	9,102,141	短期借入金	908,407
商品及び製品	6,842,557	リース債務	283,766
仕掛品	1,261,128	未払法人税等	888,720
原材料及び貯蔵品	3,740,027	賞与引当金	844,981
その他	1,693,067	役員賞与引当金	83,570
貸倒引当金	△377,928	製品保証引当金	185,374
		その他	3,169,232
固定資産	23,363,168	固定負債	3,161,243
有形固定資産	12,461,179	長期借入金	275,086
建物及び構築物	5,590,477	リース債務	1,204,081
機械装置及び運搬具	2,248,544	繰延税金負債	205,640
土地	2,335,817	退職給付に係る負債	1,188,604
リース資産	1,422,522	役員株式給付引当金	181,618
建設仮勘定	237,169	その他	106,212
その他	626,648	負債合計	14,881,057
無形固定資産	3,204,990	(純資産の部)	
のれん	757,052	株主資本	37,466,606
ソフトウェア	879,746	資本金	3,354,353
その他	1,568,191	資本剰余金	1,008,864
投資その他の資産	7,696,997	利益剰余金	34,282,931
投資有価証券	5,464,595	自己株式	△1,179,543
繰延税金資産	1,191,393	その他の包括利益累計額	2,558,933
退職給付に係る資産	683,581	その他有価証券評価差額金	527,154
その他	368,152	為替換算調整勘定	2,034,941
貸倒引当金	△ 10,725	退職給付に係る調整累計額	△ 3,162
		非支配株主持分	5,229,913
資産合計	60,136,510	純資産合計	45,255,453
		負債・純資産合計	60,136,510

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第77期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)
売上高	48,515,155
売上原価	27,178,106
売上総利益	21,337,049
販売費及び一般管理費	15,498,854
営業利益	5,838,194
営業外収益	1,313,382
受取利息	78,125
受取配当金	61,059
為替差益	464,900
持分法による投資利益	523,632
その他	185,665
営業外費用	108,042
支払利息	58,715
コミットメントライン手数料	9,275
その他	40,051
経常利益	7,043,534
特別利益	65,722
固定資産売却益	9,212
子会社清算益	56,510
特別損失	17,783
固定資産売却損	1,427
固定資産除却損	16,356
税金等調整前当期純利益	7,091,474
法人税、住民税及び事業税	1,890,071
法人税等調整額	△68,349
当期純利益	5,269,751
非支配株主に帰属する当期純利益	887,916
親会社株主に帰属する当期純利益	4,381,835

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,354,353	1,008,864	31,245,575	△1,025,936	34,582,856
当期変動額					
剰余金の配当			△1,344,478		△1,344,478
親会社株主に帰属する当期純利益			4,381,835		4,381,835
自己株式の取得				△159,398	△159,398
株式給付信託による 自己株式の処分				5,791	5,791
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	3,037,356	△153,607	2,883,749
当期末残高	3,354,353	1,008,864	34,282,931	△1,179,543	37,466,606

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	378,134	679,490	△17,285	1,040,339	4,586,809	40,210,005
当期変動額						
剰余金の配当						△1,344,478
親会社株主に帰属する当期純利益						4,381,835
自己株式の取得						△159,398
株式給付信託による 自己株式の処分						5,791
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	149,019	1,355,451	14,122	1,518,593	643,104	2,161,698
当期変動額合計	149,019	1,355,451	14,122	1,518,593	643,104	5,045,447
当期末残高	527,154	2,034,941	△3,162	2,558,933	5,229,913	45,255,453

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(イ) 連結子会社の数 32社

株式会社A&Cサービス
 ANEST IWATA STRATEGIC CENTER S.r.l.
 ANEST IWATA Italia S.r.l.
 ANEST IWATA Deutschland GmbH
 HARDER & STEENBECK GmbH & Co.KG
 ANEST IWATA Europe GmbH
 ANEST IWATA France S.A.
 ANEST IWATA (U.K.) Ltd.
 ANEST IWATA Scandinavia AB
 ANEST IWATA Iberica S.L.U.
 ANEST IWATA Polska Sp. Z o. o.
 阿耐思特岩田産業機械（上海）有限公司
 嘉興阿耐思特岩田産業機械有限公司
 杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司
 上海斯可絡圧縮機有限公司
 上海格什特螺桿科技有限公司
 岩田友嘉精機股份有限公司
 ANEST IWATA SPARMAX Co.,Ltd.
 ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.
 ANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd.
 ANEST IWATA SOUTHEAST ASIA Co.,Ltd.
 ANEST IWATA Korea Corp.
 ANEST IWATA Vietnam Co.,Ltd.
 PT. ANEST IWATA INDONESIA
 ANEST IWATA USA, Inc.
 ANEST Iwata-Medea, Inc.
 ANEST IWATA AIR ENGINEERING, Inc.
 ANEST IWATA Mexico, S. de R.L. de C.V.
 AIRZAP-ANEST IWATA INDUSTRIA E COMERCIO LTDA.
 ANEST IWATA Australia Pty.Ltd.
 ANEST IWATA RUS LLC
 ANEST IWATA South Africa (Pty) Ltd.

当連結会計年度において、連結子会社でありました東莞阿耐思特岩田機械有限公司は清算したため、連結の範囲から除外しております。

(ロ) 非連結子会社の数 0社

連結計算書類

2. 持分法の適用に関する事項

(イ) 持分法適用の非連結子会社の数 0社

(ロ) 持分法適用の関連会社の数 2社

株式会社アドバン理研

Powerex-Iwata Air Technology, Inc.

(ハ) 持分法を適用しない非連結子会社の数 0社

(ニ) 持分法を適用しない関連会社の数 0社

(ホ) 持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なりますが各社の直近の事業年度にかかる計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社A&Cサービス、ANEST IWATA MOTHERSON Pvt. Ltd.、及びANEST IWATA MOTHERSON COATING EQUIPMENT Pvt. Ltd.の決算日は連結決算日と同一であります。

その他の連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、各連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

主に決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主に移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

主に先入先出法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。ただし、当社の1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに太陽光発電設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、またリース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。

連結計算書類

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務見込額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金

売上製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の経験率等による発生見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 商品又は製品の販売に係る収益認識

商品又は製品に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

ただし、同一国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品又は製品の販売にかかる収益は、契約に定める対価から、取引量、取引金額及び回収状況に応じた販売奨励金等の見積額を控除した金額で認識しております。見積額は、契約条件や販売実績などに基づいて算定しております。これらの販売取引については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

② 工事契約等に係る収益認識

工事契約等にかかる収益は主に設備等の設計、組立及び据付等を含む請負工事であり、顧客との工事契約に基づいて設備等の施工を行う履行義務を負っております。工事契約等において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらの取引については、通常、1年以内のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る負債又は資産の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産に計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

連結計算書類

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ハ、小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて表示しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

個別案件ごとに判断し、3～10年間の定額法により償却を行っております。

5. 表示方法の変更

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記していた「営業外収益」の「雇用調整助成金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

6. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及びのれんを含む無形固定資産の減損

当連結会計年度計上額

有形固定資産	12,461,179千円
無形固定資産	3,204,990千円

当社グループが計上する有形固定資産及びのれんを含む無形固定資産に減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。回収可能価額は、主に将来キャッシュ・フロー予測や割引率等を組み合わせて算定しており、当該算定にあたっては、当社グループの経営者による市場環境を考慮した判断及び仮定を前提としており、前提とした状況が変化し、当初見込んでいた収益が得られなかった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

7. 追加情報

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」(以下、「本制度」という。)の導入をしております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が設定する信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）が、当社より拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて取締役等に対して、当社が定める株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2)信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価格（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における自己株式の帳簿価格は173,942千円、株式数は174千株です。

(退職給付信託の設定)

当社は、当連結会計年度において、将来の退職給付に備えることを目的として、退職給付信託を設定し、1,000,000千円を拠出いたしました。これにより、現金及び預金、及び、退職給付に係る負債が同額減少しております。

連結計算書類

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりです。

現金及び預金	387,172千円
土地及び建物	1,369,706千円
計	1,756,878千円

支払手形及び買掛金	893,470千円
短期借入金	608,320千円
長期借入金	216,500千円
計	1,718,290千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

17,402,968千円

(3) 投資有価証券中の関連会社の株式

2,772,636千円

(4) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社及び一部の連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約額	15,540,488千円
借入実行残高	375,117千円
借入未実行残高	15,165,370千円

(5) 受取手形裏書譲渡高

1,168,763千円

(連結損益計算書に関する注記)

(1) 一般管理費に含まれる研究開発費

810,078千円

(2) 固定資産売却益は主に機械装置、車両運搬具等の売却によるものであります。

(3) 子会社清算益

連結子会社である東莞阿耐思特岩田機械有限公司の清算によるものであります。

(4) 固定資産売却損は主に工具器具備品等の売却によるものであります。

(5) 固定資産除却損は主に建物等の除却によるものであります。

連結計算書類

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	41,745,505	—	—	41,745,505

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,089,092	195,280	5,800	1,278,572

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加	195,200株
単元未満株式の買取による増加	80株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託 (BBT) の交付による減少	5,800株
-----------------------	--------

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	694,219	17.0	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月9日 取締役会	普通株式	650,259	16.0	2022年9月30日	2022年12月6日

(注) 1. 2022年6月24日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式に対する配当金3,060千円が含まれております。

2. 2022年11月9日開催の取締役会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式に対する配当金2,880千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	894,104	22.0	2023年3月31日	2023年6月26日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式に対する配当金3,832千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、事業計画に基づいて、円滑な経営活動を行うための資金の有効な調達及び運用を行っております。

運転資金の調達については、金融機関からの借入等により行っております。ただし、設備投資に必要な資金の一部については、ファイナンス・リース取引を利用して調達する場合があります。デリバティブ取引については、リスク回避を目的としたものに限定して行う場合がありますが、投機的な取引については、一切行わない方針であります。

一時的な余裕資金の運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用する方針であります。この運用にあたっては、満期ま

連結計算書類

での期間が1年を超える金融資産を選択する場合があります。このうち、長期預金については、格付けの高い金融機関に限定しております。また、満期保有目的の債券についても、信用リスクの僅少な格付けの高い債券のみを対象として取得しております。

保有する株式については主に取引先企業のものであり、市場価格の変動リスクがありますが、定期的に時価及び発行会社の財務状況等を把握し権利の保全に努めております。

また、営業債権については、取引先の定期的な調査及び分析、未回収額の迅速な原因分析を行い信用リスクの軽減を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
①有価証券及び投資有価証券（注3）	2,214,006	2,213,136	△ 870
資産計	2,214,006	2,213,136	△ 870
①長期借入金（1年内返済予定を含む）	275,086	259,128	△ 15,957
②リース債務（1年内返済予定を含む）	1,487,847	1,542,868	55,020
負債計	1,762,934	1,801,997	39,062

(注1) 貸付金等の重要性のない金融資産・金融負債は除外しております。

(注2) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、「①有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

非上場株式等（関係会社株式含む） 3,250,588千円

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

連結計算書類

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	1,913,124	—	—	1,913,124
資産計	1,913,124	—	—	1,913,124

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	300,012	—	300,012
資産計	—	300,012	—	300,012
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	259,128	—	259,128
リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	1,542,868	—	1,542,868
負債計	—	1,801,997	—	1,801,997

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

原則として、株式については当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。また、株式以外の有価証券については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定した価格をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務 (1年内返済予定を含む)

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	報告セグメント					合計
	日本	欧州	米州	中国	その他 (注)	
顧客との契約から生じる収益	17,473,853	7,233,124	5,863,576	10,336,171	7,608,429	48,515,155
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	17,473,853	7,233,124	5,863,576	10,336,171	7,608,429	48,515,155

(注) 「その他」の区分は、台湾、インド、タイ、韓国、ベトナム、インドネシア、オーストラリア及び南アフリカの現地法人の事業活動です。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

連結計算書類

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

	当連結会計年度（期首）	当連結会計年度（期末）
契約負債	1,202,498千円	712,180千円

契約負債は前受金であり、履行義務が期末時点で充足されていない対価を計上しております。なお、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

また、契約負債の増減は、主に前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、契約時当初において1年を超える重要な履行義務がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	989円09銭
1株当たり当期純利益	108円25銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託（BBT）」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末発行済株式数は、当連結会計年度においては174千株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度においては178千株であります。

3. 1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	4,381,835
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	4,381,835
普通株式の期中平均株式数（株）	40,479,053

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第77期 (2023年3月31日現在)	科目	第77期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,961,460	流動負債	5,132,662
現金及び預金	7,267,775	買掛金	2,021,946
受取手形及び売掛金	5,862,005	リース債務	265,560
商品及び製品	1,624,476	未払金	1,346,905
仕掛品	735,304	未払法人税等	482,899
原材料及び貯蔵品	1,229,584	預り金	25,772
その他	1,242,315	賞与引当金	617,684
固定資産	20,845,038	役員賞与引当金	83,570
有形固定資産	7,141,382	製品保証引当金	151,634
建物	3,005,049	その他	136,686
構築物	173,455	固定負債	2,475,295
機械及び装置	1,024,039	リース債務	1,108,646
車両運搬具	6,615	退職給付引当金	1,166,441
工具、器具及び備品	365,905	役員株式給付引当金	181,618
土地	1,268,453	その他	18,588
リース資産	1,263,753	負債合計	7,607,957
建設仮勘定	34,109	(純資産の部)	
無形固定資産	795,000	株主資本	30,671,388
借地権	790	資本金	3,354,353
ソフトウエア	772,836	資本剰余金	1,380,380
その他	21,374	資本準備金	1,380,380
投資その他の資産	12,908,656	利益剰余金	27,116,198
投資有価証券	2,689,479	利益準備金	838,588
関係会社株式	3,202,098	その他利益剰余金	26,277,610
出資金	19,912	特定株式取得積立金	75,000
関係会社出資金	4,142,224	別途積立金	9,700,000
関係会社長期貸付金	1,270,510	繰越利益剰余金	16,502,610
長期前払費用	16,170	自己株式	△1,179,543
前払年金費用	807,983	評価・換算差額等	527,154
繰延税金資産	695,902	その他有価証券評価差額金	527,154
その他	75,100		
貸倒引当金	△10,725		
資産合計	38,806,499	純資産合計	31,198,542
		負債・純資産合計	38,806,499

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(単位：千円)

科目	第77期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)	
売上高		24,770,370
売上原価		15,338,249
売上総利益		9,432,120
販売費及び一般管理費		6,790,257
営業利益		2,641,863
営業外収益		1,686,876
受取利息	44,581	
受取配当金	1,237,647	
為替差益	243,825	
その他	160,822	
営業外費用		40,019
支払利息	22,951	
その他	17,067	
経常利益		4,288,720
特別利益		49,892
子会社清算益	49,892	
特別損失		13,907
固定資産除却損	13,907	
税引前当期純利益		4,324,706
法人税、住民税及び事業税	972,100	
法人税等調整額	△ 4,118	967,981
当期純利益		3,356,724

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金			
					特定株式 取得積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	—	9,700,000	14,565,363	25,103,952
当期変動額								
剰余金の配当							△1,344,478	△1,344,478
当期純利益							3,356,724	3,356,724
特定株式取得積立金の積立					75,000		△75,000	—
自己株式の取得								
株式給付信託による 自己株式の処分								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	75,000	—	1,937,246	2,012,246
当期末残高	3,354,353	1,380,380	1,380,380	838,588	75,000	9,700,000	16,502,610	27,116,198

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 1,025,936	28,812,749	378,134	378,134	29,190,883
当期変動額					
剰余金の配当		△ 1,344,478			△ 1,344,478
当期純利益		3,356,724			3,356,724
特定株式取得積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△ 159,398	△ 159,398			△ 159,398
株式給付信託による 自己株式の処分	5,791	5,791			5,791
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			149,019	149,019	149,019
当期変動額合計	△ 153,607	1,858,639	149,019	149,019	2,007,658
当期末残高	△ 1,179,543	30,671,388	527,154	527,154	31,198,542

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
(子会社出資金及び関連会社出資金を含む)
移動平均法による原価法
 - (2) 満期保有目的の債券
償却原価法 (定額法)
 - (3) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びに太陽光発電設備は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～50年
機械及び装置	7～17年
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、またリース料総額と取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期へ利息法により配分する方法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

計算書類

- (4) 役員株式給付引当金
株式給付規程に基づく当社取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務見込額を計上しております。
 - (5) 製品保証引当金
売上製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の経験率等による発生見込額を計上しております。
 - (6) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
 6. 収益及び費用の計上基準
主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
 - (1) 商品又は製品の販売に係る収益認識
商品又は製品に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。
ただし、国内販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
なお、商品又は製品の販売にかかる収益は、契約に定める対価から、取引量、取引金額及び回収状況に応じた販売奨励金等の見積額を控除した金額で認識しております。見積額は、契約条件や販売実績などに基づいて算定しております。これらの販売取引については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
 - (2) 工事契約等に係る収益認識
工事契約等にかかる収益は主に設備等の設計、組立及び据付等を含む請負工事であり、顧客との工事契約に基づいて設備等の施工を行う履行義務を負っております。工事契約等において、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識しております。
なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取り扱いを適用し、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。これらの取引については、通常、1年以内のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。
 7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
該当事項はありません。

計算書類

8. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券等の評価

当事業年度計上額

投資有価証券	2,689,479千円
関係会社株式	3,202,098千円
出資金	19,912千円
関係会社出資金	4,142,224千円

市場価格のない株式等の減損処理については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮し、必要と認められた額について減損処理を行っております。

従って、将来の投資先の業績動向により、投資有価証券等の評価に重要な影響を及ぼす可能性があり、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

9. 追加情報

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、2019年6月25日開催の第73期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、「取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下、「本制度」という。）の導入をしております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が設定する信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）が、当社より拠出する金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて取締役等に対して、当社が定める株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価格（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価格は173,942千円、株式数は174千株です。

(退職給付信託の設定)

当社は、当事業年度において、将来の退職給付に備えることを目的として、退職給付信託を設定し、1,000,000千円を拠出いたしました。これにより、現金及び預金、及び、退職給付引当金が同額減少しております。

計算書類

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	12,170,342千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	3,995,346千円
長期金銭債権	1,270,510千円
短期金銭債務	347,655千円
(3) 保証債務	
関係会社の銀行借入に対して次のとおり保証（極度額）を行っております。	
杭州阿耐思特岩田友佳空圧機有限公司	133,530千円
(4) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約	
当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末日の借入未実行残高は次のとおりです。	
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約額	14,200,000千円
借入実行残高	—
借入未実行残高	14,200,000千円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	8,997,882千円
仕入高等	2,303,103千円
営業取引以外の取引高	1,338,684千円
(2) 研究開発費の総額	
一般管理費に含まれる研究開発費	564,627千円
(3) 子会社清算益	
連結子会社である東莞阿耐思特岩田機械有限公司の清算によるものであります。	
(4) 固定資産除却損は主に建物等の除却によるものであります。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,089,092	195,280	5,800	1,278,572

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加	195,200株
単元未満株式の買取による増加	80株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式給付信託（BBT）の交付による減少	5,800株
---------------------	--------

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ANEST IWATA AIR ENGINE ERING, Inc.	アメリカオハイオ州	2,300(千USD)	圧縮機、真空機器の製造販売	直接100	1人	当社製品の販売等	販売	1,584,773	受取手形及び売掛金	903,381
子会社	ANEST IWATA Deutsc hland GmbH	ドイツザクセン州	400(千EUR)	塗装機器の販売	直接100	1人	当社製品の販売等	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	437,160
								利息の受取	6,078	その他(流動資産)	22,178
子会社	ANEST Iwata-Medea, Inc.	アメリカオレゴン州	500(千USD)	塗装機器の製造販売	直接51	1人	当社製品の販売等	資金の貸付	641,050	関係会社長期貸付金	534,120
								利息の受取	21,215	その他(流動資産)	66,765

取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

製品の販売につきましては、一般の取引条件を勘案して価格を決定しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	656,779千円
賞与引当金	188,393千円
子会社株式等評価損	384,082千円
その他	387,079千円

繰延税金資産 小計 1,616,336千円

評価性引当額 △ 442,657千円

繰延税金資産 合計 1,173,678千円

繰延税金負債

前払年金費用 △ 246,434千円

その他有価証券評価差額金 △ 231,340千円

繰延税金負債 合計 △ 477,775千円

繰延税金資産の純額 695,902千円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針に関する注記〕の「6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

計算書類

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	770円96銭
1株当たり当期純利益	82円92銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末発行済株式数は、当事業年度においては174千株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度においては178千株であります。
3. 1株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当期純利益 (千円)	3,356,724
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	3,356,724
普通株式の期中平均株式数 (株)	40,479,053

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 齋藤敏雄
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鳥海美穂

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アネスト岩田株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

アネスト岩田株式会社
取締役会 御中

青南監査法人

東京都港区

代表社員 公認会計士 齋藤敏雄
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鳥海美穂

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アネスト岩田株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13 第1項 第1号 ロ 及び ハ に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、監査等委員会を補佐する内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、内部監査部門からの監査の結果の報告を受けるとともに、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則 第118条 第3項 イ の基本方針及び同号 ロ の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則 第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項はなく、その整備及び運用状況については継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条 第3号 ロ の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 青南監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 青南監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

アネスト岩田株式会社 監査等委員会

取締役 監査等委員（常勤） 鈴木 正 人 ㊞

社外取締役 監査等委員 大 島 恭 輔 ㊞

社外取締役 監査等委員 松 木 和 道 ㊞

社外取締役 監査等委員 大 橋 玲 子 ㊞

（注）監査等委員 大島恭輔、松木和道 及び 大橋玲子は、会社法 第2条 第15号及び第331号 第6項 に規定する社外取締役であります。

以 上

トピックス

自動車補修用スプレーガンのフラッグシップモデルをフルモデルチェンジ「WS-400/LS-400-SR2」を欧州で先行販売（2022年5月）

水性ベースコート塗料やハイソリッドクリヤー向けのスプレーガンである「WS-400/LS-400」の最新モデルを2022年5月より欧州で先行販売しています。今後は、日本、アジア、米州など全世界へ拡販いたします。

水性塗料は人体や環境への悪影響が懸念されているVOC（揮発性有機化合物）を大幅に削減した塗料で、世界的に改良と普及が進んでいます。進化し続ける水性塗料の性能を最大限引き出すべく、従来型をフルモデルチェンジしました。



スプレーによるメッキ塗装「ミラーコーティングシステム」を新提案（2023年2月）

2023年2月より、武蔵塗料ホールディングス株式会社（本社：東京都豊島区、代表取締役：福井 裕美子）、タクボエンジニアリング株式会社（本社：東京都品川区、代表取締役：佐々木 栄治）と共同で「インジウムミラーコーティングシステム」を販売しています。

スプレーで塗布するインジウム塗料は、メッキ調塗装の塗膜に必要な「耐候性」「耐食性」に優れており、電波透過性も高く、スマートフォンや家電製品、自動車の電子部品などの機器に応用することができます。また、当社の回転塗装ロボット「SWAN」を使用することで塗料を1ミクロンの厚さに塗布し、量産も可能になります。



株主総会 会場ご案内図

日時

2023年6月23日 (金曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)
本総会終了後、株主懇親会を開催します。

会場

神奈川県横浜市港北区新吉田町3176番地
アネスト岩田株式会社 本社
TEL : 045-591-9344

交通

- 横浜市営地下鉄線「新羽駅」下車、徒歩15分
- 東急東横線「綱島駅」下車、東急バス②番のりば、「貝塚中町」下車、徒歩5分
②番「71系統 勝田折返所行き、72系統 新横浜駅行き、79系統 新羽営業所行き」



● 無料送迎バスのご案内

日吉駅及び新羽駅からは無料の専用バスをご利用いただけます。なお、天候や交通事情、株主総会の実施状況等により時間変更となる可能性がございます。

(株主総会終了時には、日吉駅及び新羽駅へ向かうバスをご用意しております)

出発時間

日吉駅 9:10発

新羽駅 9:15発

日吉駅



お越しの際は、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。